

平成19年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年9月13日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第20号 財産の取得について  
日程第5 意見書案第1号 自治体財政の充実・強化を求める意見書  
意見書案第2号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書  
意見書案第3号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書  
意見書案第4号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書  
意見書案第5号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書  
意見書案第6号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書  
意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書  
意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書  
日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について  
日程第7 議会改革調査特別委員会の設置について  
日程第8 委員の派遣について  
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出につ

いて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第20号 財産の取得について  
日程第5 意見書案第1号 自治体財政の充実・強化を求める意見書  
意見書案第2号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書  
意見書案第3号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書  
意見書案第4号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書  
意見書案第5号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書  
意見書案第6号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書  
意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書  
意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書  
日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について  
日程第7 議会改革調査特別委員会の設置について

日程第8 委員の派遣について

日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	正喜	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局	長	佐藤	健一
書記	間所	勝	
書記	松井	幸子	

書記	久保	敏
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	今	尚文	君
副市長	小室	勝治	君
総務部長	中尾	裕二	君
生活福祉部長	佐々木	雅之	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	和田	博	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院院長	内海	博司	君
市立大局学長	三澤	吉巳	君
会計室長	成田	勇一	君
監査委員	森山	良悦	君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 日根野 正 敏 議員

14番 渡 辺 正 尚 議員

を指名いたします。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

政策形成過程の透明性確保のために行えることについて外3件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まさに驚天動地、震天動地、大激震が昨日午後日本列島を駆けめぐったわけですが、私は努めて冷静に平常心で質問に向かいたいと考えております。

初めに、大きな項目の1点目、政策形成過程の透明性確保のために行えること、(1)といたしまして庁議などの議事の内容をホームページ上で公開することを提案いたします。このことにつきましては、過去において政策決定が驚くほど拙速であったり、あるいは今定例会における条例提案についても時期を失したものが複数含まれているなど、いつ、どこで、どのように議論し、決定に至ったのかに疑問を抱かざるを得ないものがあります。

新名寄市総合計画で第1にうたわれている市民と行政との協働によるまちづくりの根幹をなす情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図りのくだりを実現するために必要であり、さらには行政と市民の信頼関係を強固なものに

具現化するために欠くべからざるものであります。政策決定プロセスを明確にするため、庁内意思決定の場である庁議の概要を会議終了後にホームページ上に掲載することを求めるものであります。

(2)番目といたしまして、市民との協働によるまちづくりを進めるためにパブリックコメント制度の導入を提案いたします。このことにつきましては、政策の形成過程で市民の意見を聞いて反映させる市民意見提出、いわゆるパブリックコメント手続制度の導入を求めるものであります。市民が市政に参加する機会を広げ、市の政策形成過程を示し、その透明性を図ることが期待できるのであります。透明で開かれた市政を目指すために、市民に対しての説明責任を果たすために必要欠くべからざる制度であり、市民と行政間の双方向性を持った協働のまちづくりにとって極めて有効な制度であります。総合計画にもさまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を図るルールづくりを行いますとあり、パブリックコメント制度の導入を図り、一日も早い協働によるまちづくりの確立を求めるものであります。

大きな項目の2番目であります。名寄市の沿革はいつか、(1)といたしまして改めて新しい名寄市の沿革を問う。新名寄市総合計画の名寄市の概況、沿革の項を拾うと「古くから地理的・人的つながりの深かった両市町は、人的・財政的基盤を強化する必要の高まりを背景に、平成16年3月に「法定合併協議会」を設置し、さまざまな事務事業の擦り合わせとともに住民説明会を重ね、平成18年3月27日に新設合併して「名寄市」が誕生しました」と記載されております。そして、その前段では旧風連町、旧名寄市、それぞれ歩んだ歴史がつつらわれています。

合併は、この2つの歴史の一体化の作業でもあったわけであり、歴史とは、辞書をひもときますと人間社会の変遷、そして発展、またその記録と掲載されており、不偏のものであり、努めて

正確でなければなりません。新しい自治体のその歴史をつづるとき、まさに我が身を清めるほどの精神の集中をもって事に当たらなければならないことはもちろんのこと、先人の労苦に対し、こうべを垂れる敬けんな思いをまずは持たずに1文字、半文字たりとも筆をおろすべきではありません。誤りは油断と意識の欠如とにより発生します。このことから逃れることは、人である以上至難のわざであるものの、これを克服するための努力と知恵等を惜しんではなりません。

改めてお聞きをしますが、新しい名寄市の起点は唯一1つであるはずで、明治何年であるのか、名寄の名称の由来も含め、統一した記載のあり方についてもお答えを願います。

大きな項目の3番目であります。風連東8号北線の交通安全対策についてお伺いをいたします。国道40号線から左に折れて名中、昭和通に至るいわゆる東8号北線は、ショッピングセンターへのルートとして、さらには名寄バイパスへの正規のアクセス道ならぬ近道として、年々その交通量は増加していることは御承知のとおりであります。今後ポスフルのオープンに伴って、さらに交通量がふえ続けることは明らかであります。安全に向けての対策が急がれるところであります。そこで、次のことについてお聞きをいたします。

(1)、北興橋の設計強度はいかほどなのか。

(2)、アスファルト路盤の設計強度はどうか。

(3)、国道40号線交差点の信号機設置についての見通しはその後どうなのか。

(4)、(1)、(2)の理由をもって、北興橋の強度、それからアスファルト路盤の強度であります。大型車両の通行制限はできないものか。

最後に(5)、実態に即し、名寄バイパスへの正規アクセス道路として開発局との協議を開始すべきではないか。

以上、公安委員会並びに開発局との協議も含め、市当局の熱意ある取り組みに期待するものであります。

最後に、大きな項目の4番目であります。教育委員会事務所に教育委員長デスクの有無、その後についてお聞きをいたします。平成18年第3回定例会一般質問において、教育委員会のトップたる教育委員長の執務用デスクを用意すべきである旨の質問をいたしました。当時の今教育部長からは、今後委員長の意向などもお聞きした上で対応したいと思っておりますとお答えをいただき、また教育長からも新しい名寄市が誕生しまして、教育委員会でも5月の中旬から新しい教育委員会でスタートしたわけでございます。そういう気持ちのあらわれの1つとして今御提言があったことと思っておりますので、前向きに取り組ませていただきたいと思いますとの御答弁をいただきました。

今ここで私が改めて申し上げるまでもなく、教育を取り巻く状況は日々千変万化、一瞬たりともとどまるところを知りません。教育再生の名のもと、懐古趣味的、復古主義の横行、十分な検証もせず、ゆとり教育から一転しての詰め込み教育の足早な回帰、目を背け耳をふさぎたくなるような陰湿、悲惨ないじめ、都市と地方とでの、あるいは所得階層間で広がる教育格差、教育改革関連3法の成立に伴う国家による教員管理の強化などなど、枚挙にいとまがないほどの課題、難題が山積の教育を取り巻く今日的状況であります。そのような中であって、教育委員長、教育長ともども新しい名寄市の希望あふれる創造的教育の確立のため、かたくタッグを組んで進むことを強く願うものであり、委員長専用デスクはそのための1つの象徴であり、具体的ツールであります。その後の議論経過と対応についてお聞かせを願います。

この場からの質問は以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 中尾総務部長。

○総務部長(中尾裕二君) おはようございます。

ただいま佐藤議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は建設水道部長、4点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

初めに、政策形成過程の透明性確保についてお尋ねがございました。行政の総合的かつ効率的な運営を図るために、市では規定を設けて庁議、部・次長会議、課長会議、係長会議を置いております。庁議は、市政の基本方針に関することを審議するほか、各部からの報告、協議事項を受けて個別課題の解決や政策の意思決定を行っております。開催は毎週月曜日としておりますが、第1週は部・次長会議と合同で実施をしております。議事は課長会議に報告し、職員への周知を図り、政策に関することは各常任委員会への説明や議会への提案となっております。決定事項は、偶数月に開催をする定例記者懇談会や広報、ホームページなどで公開することを原則としており、質問にありませんが、議事経過等の公開は従来行っておりませんが、庁議の集約された案件が部・次長会議に諮られることから、新年度には当会議議事の公開をする方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメント制度の件についてですが、行政運営や各種計画の策定に当たっては、まちづくり懇談会やアンケート、出前トークなどによる市民意見の集約を行い、庁議や審議会、各種委員会での検討材料として反映するよう努めております。パブリックコメント制度は、密接な関係があります自治基本条例の制定に合わせて導入するための準備を進めておりますが、パブリックコメント制度について国や北海道あるいは他市の例を参考として検討しておりますが、従来からの方法は比較的自由に市民意見として提言、発言できることと比較しまして、根拠や氏名などを明らかにして提言することが原則となっております。また、市民からしますとハードルが高いものとなっております。また、市は提言に対する不採用の決定理由を文書で示さなければなりません。先行して制定をした各市の状況も含めて研究をして、本市にふさわしい制度の策定に努め、市民との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えて

おります。

次に、名寄市の沿革ということでお尋ねがありました。名寄市の沿革は、新名寄市総合計画や過疎地域自立促進計画などに掲載をしておりますが、風連地区は明治32年、多寄村の名称で剣淵村外3カ村戸長役場の管轄に入ったことに始まり、風連村を経て昭和28年の町制施行で風連町になりました。名寄地区は明治33年、山形県東田川郡東栄村から曙地区に入植以来、上名寄村、名寄町を経て昭和29年、旧智恵文村と合併後、昭和31年に道内21番目の市として市制施行をいたしました。地理的、人的につながりの深い両市町は、昨年3月に新設合併をして、名寄市が誕生いたしました。したがって、新名寄市の起こりと端的に申せば明治32年となり、新名寄市の始まりと言えば平成18年であると認識をしております。

次に、名寄市の沿革につきまして、このたび御指摘のありました報告書の中で風連地区の沿革が一部脱落する不適切な記載がありましたことを深くおわび申し上げます。今後このようなことが起きないように心して対処してまいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは大きな項目で3番目の風連東8号北線の交通安全についてお答えをさせていただきます。

最初に、北興橋についてであります。北興橋は、風連東8号北線を昭和52年度から昭和62年度にかけて改良舗装を実施した際、初年度の昭和52年度に供用開始となりました橋梁で14トン荷重まで耐える2等橋であります。平成17年度に歩道も完成した橋は約30年経過しておりますが、表面舗装にはひび割れなどは目立ちますが、コンクリート床板には目立ったひび割れがないことやけたにも若干のさびはあるものの、強度的には現行の交通に支障がないものというふうに判断しているところであります。道路につきましては、設

計速度が時速40キロメートル、1日の大型車の交通量が1方向当たり100台から250台の交通量に耐える設計となっております。地域の地層が軟弱なことや近年の交通量の増加により、舗装の劣化が進んでいることは承知いたしております。したがって、市内の全体的なバランスを図りながら舗装を補修してまいりたいというふうに考えております。

次に、国道40号線の交差点信号機についてであります。この交差点は、公安委員会に信号機の設置を幾度となく要望しているところでありますが、いかんせん宗谷線踏切が隣接されているために地形上あるいは構造上難しいとの判断でありまして、もとの風連町では平成17年度に国庫補助事業によりまして少しでも危険解消のための交差点改良を実施しているところであります。現在は、公安委員会との協議で運転者に危険を知らせる標識の設置を考えておりますが、道内には似たような地形で信号のついているところもあるというふうに思われますので、今後とも信号機の設置に向けて強く要望をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大型車両の交通規制についてであります。既に東8号道路は幹線道路として位置づけられているために、規制は非常に困難だというふうに考えております。

次に、名寄バイパスのアクセス道路として開発局との協議をしてはとの御提案でございますが、平成5年度に市道19線道路が国道40号線からの最短アクセスとして国道の仕様で工事が施工されております。このような状況から、非常に難しいというふうには思われますが、アクセス道路の変更というか、道路の整備について開発局と協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育委員

会内に教育委員長のデスクの有無についてお答えをいたします。

昨年の第3回定例会で御質問をいただき、前向きに取り組ませていただくとお答えをいたしました。現在教育委員長のデスクについて、設置する方向で内部協議しております。デスク等の準備もございまして、いましばらくお時間はかかりませけれども、御事情を理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 4点の大きな項目について、それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、順不同になりますが、大きな項目の4番目の教育委員長専用デスクにつきましては、非常に前向きなその後検討をされて、設置に向けて今現在その段取り中と、準備中ということの御答弁をいただきましたので、ぜひ早期に設置をされて、先ほど壇上からのお話もさせていただきましたが、教育長、それから教育委員長ともどもしっかりとタッグを組んで名寄市の新しい教育行政に奮闘していただきたいというふうに願っております。

それから、東8号北線の交通安全対策について少し御質問させていただきますが、この道路につきましては平成9年から取り組ませていただいているわけですが、今御答弁があったとおりその後歩道が設置されまして、歩行者、自転車車両については一定の安全が確保されているわけですが、まだまだ車両については御案内のとおり交通量が非常に多いものですから、非常に危険な状態が続いているというのが現状でございます。

過日、担当の方とこの信号機も含めて東8号北線の問題についてお話をさせていただきました。本当に偶然といいますか、それだけ事故が多いということのあかしにもなるかと思いますが、お話をさせていただいた翌日、朝ですが、40号線

の北線の交差点で大きな事故が発生しました。これは、レスキューが出勤したほどの事故だったのですが、幸いけがのほどはそれほどではなかったようにはお聞きしていますが、大きなR V車が横倒しになって、本当にあれが小さな車両であれば素人の私が考えてもかなり深刻な事故になったのではないかなというふうに予想される事故でありました。それだけに一刻も早い対策、信号機の設置を地域住民もこぞって願っているところではありますが、なかなか平成9年以来動かないということなのですが、理由は何点かあるわけですが、国道とJRの間が乗用車で2台ほどしか入れない距離しかありません。それが一番のネックになっているわけですが、今建設水道部長のお話にもありましたとおり道内、全国にはそういった似たような形状の交差点が必ずやあるというふうに思いますので、そういった先例事例も早期に参考にしなから一日も早い、一刻も早い信号機の設置を求めらるものであります。

あわせて、御質問いたしますが、北興橋の強度は14トンということで、実際の車両は今特に大型車両、トレーラーも含めて走るものですから、20トン以上の車両が実際に走っているのかなというふうに思いますが、周辺に対する揺れも大きいものがありますし、それから先日アメリカでどのように大きな橋の崩落事故があったばかりでございまして、その辺は14トンという設計強度があの実態に即して十分なものかどうか。これは、本当に専門家でなければ、なかなか判断のつかないところではありますが、非常に不安なところがあります。そのところは、専門家としての見解を改めてお聞きをいたします。

それから、(5)番目で名寄バイパスへの正規アクセスとして開発との協議をというお話をさせていただきましたが、これはちょっとお話が長くなりますけれども、経過がありまして、かつてあそこの通りを改修舗装工事をするときに名寄側、いわゆる昭和通については20線まで開発予算を

もって市が代行して行ったという経過があります。名寄バイパスへの正規アクセスは19線であることは間違いありません。しかし、今お話ししたとおり開発予算で20線まで走っているわけです。道路というのは、その先もずっと続いていくのですが、これがなぜか風連のところまで途切れてしまったと。旧風連部分で途切れていると。しかし、正規のアクセスが19線であるならば、当時は19線から南側の8号通については開発予算で改修舗装工事する必要はなかったのではないかと、これはだれしも思うはずですよ。20線まで走ってきて、そこで非常にしっかりした路盤の道路がとまって、それから国道に至る距離にして800メートルぐらいでしょうか。その部分については、お話のとおり2層のアスファルト、普通の町道の仕上げになっているわけですから、そこに実態としてはほとんど19線以上の通過量があると。今後さらにふえることが予想されるわけですが、開発は交通量調査もやっているというふうに思いますし、そのあたりの見解をどのように持っているのか。

北興橋の強度、それから名寄バイパスの正規アクセスとしての可能性、その2点についてまずお聞きをいたします。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 最初に、北興橋の強度についてであります。今現在は荷重的にいきますと25トン、今議員が言われたように車両が大型化しておりますので、25トン荷重というのが一般的な橋梁の荷重計算に使われるものがあります。その前までは、今は20トンと14トン、これは一般的には国道だとか道道だとか市町村道の幹線道路、それは20トン荷重で計算させていただいて、あとの市道とか道道でも普通の一般道道だとか市町村でも2級というか、少し交通量がないような道路は14トン、それからある程度あっても14トンを使いますけれども、ちょっとイメージを持っていただきたいのですが、あの

橋は85メートルございます。85メートルの上に、今通常走っているダンプトラックありますね、10トンダンプというのが。10トンダンプに砂利を満載して、ダンプの重量が大体14トンから15トンになると思います。そのダンプが85メートル間全部並んで走ると、数珠つなぎに。それでも耐える構造だというふうに思っていたければわかると思います。それで、通常的に20トンとか25トンの車両が通っても、一、二台こういうふうに、ないし続けて通っても通常的にはもつというふうな荷重計算になっていますので、構造的には問題がないというふうに判断しているということでもあります。

次に、8号の開発道路の経緯はちょっと私も承知していませんけれども、以前に私が名寄で仕事をしていたときに、その19線のアクセスについては将来的には下川までもつなげるような構想があったということでもお聞きしていますので、その構想は今も多分消えていないというふうに思っています。私のほうもそういう要望もしていきたいと、今後高速道路がつながってくれば。そういうことも含めて、そういうアクセスは多分開発局は2本は持たないのではないかと、維持管理上。そんなふうな考えを持っていますので、非常に先ほども答弁したとおり難しいというふうに思っています。ただ、交通量も含めて、確かにアクセスには使っているという実態もありますので、その辺を含めて旭川開発建設部のほうと協議をさせていただきたいというふうに考えていますので、御理解ください。

以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今部長のおっしゃるとおり、静かにイメージをしてみたのですが、あの北興橋に大型ダンプがずっと数珠つなぎになったら、それはそれは大変な荷重がかかるのかなと。しかも、それで十分な強度が保たれるという専門的な見解でございますので、その言葉を全面的に

信頼をいたしましてお話をさせていただきますが、であるならば北興橋の強度の心配はないと。

あとは路面が非常に、あの北興橋から40号線の間500メートルないのですけれども、300メートルほどだと思うのですが、あの間舗装が完全に端から端まで割れている箇所、車でずっと走ってみても15カ所ぐらい割れています。皆さん1度北線を走ったときに国道、こちらの名寄側から行くと北興橋を越えて国道に至るまでの間、端から端まで本当にぱかっと割ったように割れているのです。これが大体十四、五本あると思うのですが、そういった意味ではそれだけ弱いし、路盤も軟弱だということになるのでしょうかけれども、いずれにしても橋が丈夫であれば、あとは路盤だけだと。

今部長のお話でしたら、バイパスへのアクセスは19線が1本あるから、2本は要らないだろうということなのだけれども、これは私はそういう余り事前の予測、予想は持たないほうがいいのかなと、地元としては。実態をやはり重視すべきなのです。19線は、今部長のお話のとおり下川に将来的には至るアクセス道路として当然これは大事な道路でありますし、それから南側から来た場合にはやはり実態に即した東8号北線があるということで、これは名寄市の段階で無理だろうという事前の予測は持たないことが肝要かというふうに思いますので、部長、そういうことですから、白紙の状態で、さらには必要なだという熱意を持って開発局にまず当たると。いや、おれも無理だと思うのだけれども、開発局はどうだろうということでは、熱意あるいは相手に響くものが半減あるいはほとんどなくなってしまいますので、これは地域住民の安全あるいは通過車両の安全から見ても必要欠くべからざるものなのだと、信号機の設置も含めて。そういう観点からいくべきであります。1本あるから、2本は要らないという理屈は、私は理解できません。これは部長、しっかり胸におさめてください。



そういうことで、なかなか信号機もつかないということで、相変わらずきょうの朝も、そしてあしたの朝も多分大きな車両が騒音をまき散らして走っていきだろうということが予想されるのですが、公安委員会もありますし、それから開発局もありますので、なかなか市の思いだけでは一朝一夕には事がかなわないということはおわかりますので、当局の熱意ある取り組みを期待するものであります。

それから、ずっと逆を追っているような形になってしまいましたが、2番目の名寄市の沿革についてはお話があったとおり、突き詰めていくと明治32年ということになるのが正解というふうに私も思っております。

それで、今総務部長おっしゃったとおり、いろんな合併後の資料に沿革なりが掲載されているのですが、余り一字一句に何だかんだと言いたくはないのですが、ちょっと皆さんお聞き願いたいのですが、例えばこれは名寄市から出た公の文書ですが、名寄市の概要なのでしょうね。あるものでは、内陸部特有の寒暖の差が大きく、その温度差は60度にも及ぶ。四季の変化に富み、自然災害の発生も少なく、大変暮らしやすい地域であるというふうに1つは記載されております。それから、もう一つのほうは同じ概要としまして、内陸部特有の、これはずっと同じなのです。内陸部特有の寒暖の差が激しく、こちらは大きくです。激しく、その温度差は60度にも及びますと。これは同じです。それから次がまた、夏季、夏は昼夜の温度差が激しく、またここで激しくが出てきています。こちらは出てきていません。それから、冬季は寒気が厳しく、それからさらに追い打ちをかけるように積雪量も多い気象条件を有していますと。これは紛れもない事実であります。皆さん我々が名寄市の人間でないとして、この名寄市ってどんなところだろうと思ってこの文章を読んだときに、寒暖の差が厳しく、それから夜と昼の温度差が激しく、冬は寒気が厳しく、加えて積雪量も多いと。

今は道内各地、日本全国、団塊の世代を我がまち、我が村に呼び込もうということではいろんな動きがありますが、例えばそういう方がこれを見たときに、いや、おれは行かないよということになるのかなと。こちら、先のほうに読み上げた文章は温度差が大きくと。これは大きいのですよ。60度、70度ぐらいありますか。これはいいですね。四季の変化に富み、自然災害の発生も少なく、大変暮らしやすい地域である。これは、まだもうちょっと先へ行って調べてみようかなという気になりますよね。いいまちなのだろうなと、いい村なのだろうなというふうに思うと思うのです。ですから、激しく、厳しく、それも繰り返されるのです。

ですから、私が言うのは、このことを言いたいではなくて、言いたいことは、名寄市から出ている名寄市の概要について、どれを見ても一定の記載がされているということが大事だと思うのです。沿革もそうです。沿革も、それから概要もやっぱり書物によっては長く記載させる場合と、それから圧縮して載せる場合があるので、いろんなパターンをやはり市としては用意をして、長い場合はこのケース、短い圧縮した場合はこのケースという形で統一したものがなければこういう……これは本当に同じ名寄市の概要を表現したものとは思えないほどの表現の違いがあるわけです。ですから、そこをしっかりと検証していただいてこれから対応する必要があると思うのですけれども、今副市長、にこやかにお聞きいただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 表現は多様に富んでいて、しかも意思が通じれば十分かなと思ってます。恐らくそれを書いた職員は、その場面の思い入れが非常に強く激しくという言葉を使ったり、あるいは厳しくという言葉を使った。一方では、また同じ思いでも何とか相手に伝えたいという気持ちがあってそういう言葉を使ったというふうに

思っています、それぞれに表現は違って結構だと私は思っています。ただ、その思いがどう伝わっていくか。間違っただけで大変だと思えますけれども、それぞれに使っても結構だと思えますけれども、余り画一的になってもこれはまたおもしろくないところもあるということもありますので、出る文書によってそれぞれ考えながら統一できるところは統一する、職員の発想を出す場面については発想を出していただくと、こういうふうに対応していきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今副市長、おもしろくとか、少なくともこの沿革とか概要については、そういう要素は無益だと思います。逆にするべきではないと。やはりもうちょっと、日本語にはいろんなフレーズ、語彙があるわけですから、そこはやっぱり職員の皆さんも含めて、今副市長も含めて、おもしろく書いていけばいいとか、そこは書き方の妙だとかということではなくて、やはり一定のものが必要ですよ、これは。私はそう思います。これ以上お答えを求めません、多分水かけ論になると思いますので。必要です。これは、ほかの部分でしたら、名寄市の紹介ということではいろんな部分があるでしょうけれども、公文書として出ているものについての部分で、そこには余り職員個々の発想が反映される部分はないと思うのです。そう思います。私はそう強く考えております。

この問題、沿革なのですが、これからもこういう、私も書きましたけれども、人間でありますので、間違いは起きるのですよね。校正なんかも幾ら何十回校正しても間違いはすり抜けるのです。ですから、私はその間違いを云々するのではなくて、気づいたときにどうするかということをお聞きしたいのですが、例えば今回の事例については何部発行されているかわかりませんが、対外的にも行っていると思いますし、それから名寄市の記録として永年保存になるのかどうかわかりません

が、今後一定期間は保存されるというふうに思いますが、そういった場合の間違いが発生した場合の既に手元を離れているという場合も含めて、どのような対応をされるのか。このことに限らずですけれども、お聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問のありました点につきましては、速やかに訂正をして、お知らせをする場合につきましてはそのような対応をしなければならないと考えておりますし、また年に1回発行をさせていただいているような文書につきましては、次回の発行に合わせてきちっと整理するなど、その場面場面でのしっかりとした対応をしてみたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。

初めに1番目、1点目として政策形成過程の透明性確保ということで2つについてお聞きをいたしました。パブリックコメント制度、この名前は私好きでないのですけれども、日本全国使われているようですけれども、もうちょっと使いやすい日本語、使い勝手のいい日本語訳がないものかなというふうに考えているのですけれども、市民意見制度というあたりが無難と言えば無難なのかなと思いますが、パブリックコメント制度って本当にわけのわからない、知恵も何もない英語丸投げの英訳なのかなと思いますけれども、このことも含めて総合計画の中にも記載もされています。そして、今部長の御答弁のとおり基本条例の中に反映をして実施をしていくという非常に前向きな御答弁をいただきましたので、心強く感じております。

同じく一番最初のホームページ上で庁議等の議事の掲載をという提案に対しても新年度から実施をしていきたいということで、本当に心強く受けとめさせていただきました。本当にこのことによって市の意思決定機関、言ってみれば今までは、変な意味でなくて、対象者以外は入れないという

意味で言わせていただきますが、名寄市に限ったことではなくて、本当にその部分はブラックボックスだったのです、今までは。何人たりともそこに立ち入ることはできないと、大げさに言うと。ですけれども、考えてみると個人情報等を除けば、何ら見ていただいて、聞いていただいて、公開して問題のあるものってほとんどないと思うのです。ですから、先例事例もありますけれども、内容だとか、それから出た意見あるいはその場で決定した事項が要約された形で即刻ホームページ上に掲載がされるということでございますので、このことによって市民と市との間が距離が非常に縮まるというふうにも思われますので、新年度から期待をしてこの取り組みを見ていきたいというふうに思っております。

以上、12分を残しまして私の質問を終了いたします。

○議長（小野寺一知識議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

風連地区市街地再開発事業について外1件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目に、風連地区市街地再開発事業について。この項目は、既に多くの議員から質問がありましたので、若干重複する部分はあると思うのですけれども、お許しをさせていただきたいというふうに思います。

島市長は、合併後の新市名寄市の初代市長として多くの政策公約をしていますが、中でも風連地区の3大事業と言われる道の駅、この中心市街地再開発事業は着実に実施をしています。特に道の駅は、当初計画よりも規模を拡大し、着工をし、来年4月オープンへと進んでいます。さらに、再開発事業も最終設計の段階に入り、目に見える形で公約を果たしています。合併特例債の活用を含め、これを合併効果と言わないで何を言うのかと

思いますが、確かに使用料、税金は統一の過程の中ではアップの事実もありますが、地方財政が逼迫する中でこの状況については理解をせざるを得ないというふうには感じております。すべてが満足という形にはいかないのが現実ではないかと思っております。

名寄市の入り口、道の駅や風連地区の振興策として再開発事業は価値のある事業だと私も認識しております。しかし、一部市民から名寄地区には明るく希望の見出せる事業がないのには本当に残念だという声があるのも事実であります。さきの大型店出店問題も長い将来を考え、中心街の振興を考えると、本当に不安要素を残したと思っております。今後は、中心街の振興のために早急に対策を講じ、影響を最小限に食い止める政策を官民一体となって考えることが重要であります。

話を風連地区に戻しますが、後ほど取り上げますが、大規模な事業が名寄市の将来の財政をさらに悪化させないのか、本当に極分化する市街地が成り立っていくのか、市民の率直な疑問に説明をして答えるのが理事者であり、我々議会だというふうに認識しております。市長の公約だから仕方ないでは済まされません。計画をしっかりと検証し、市民に説明責任を果たし、一体感の持てる事業を推進する必要があると思っております。今回は、そういった意味で現段階では確定はしていませんが、十分に承知をしておりますが、市民にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

まず、大きな項目で3点を伺いたいというふうに思います。事業の内容と今後のスケジュールがありますが、既に質疑があったものもありますので、簡潔にお答えをいただきたい。さらには、理解を深める意味で再度答弁をお願い申し上げます。

まず、公共で行う事業の個別内容とその予算、あわせてその施設の必要性について伺います。

2番目に、資金調達と市の実質負担についてお願いを申し上げます。

3番目に、これも既に答弁がありますが、

共同住宅の必要性について、このことは当初から行ったり来たりの計画で非常にわかりづらい内容でありましたが、さきの報道で断念とのことがあり、その議論経過につきまして改めて御答弁をお願い申し上げます。

4番目に、計画あるいは申請、工事、そういったスケジュールについてお伺いをいたします。また、特定業務代行者の見通し、その管理体制等については行政としてはどのように考えているのかを伺いたいというふうに思います。

次に、2番目ですけれども、この事業に関して公債費負担適正化計画との整合性について伺いたいと思います。名寄市には、その同計画がありますが、見込んでいるのか。見込んでいるとすれば、どのようになっているのか。また、現状の資金調達と予算規模との整合性はあるのかを伺いたいというふうに思います。

3つ目に、名寄市市街地形成の基本的方針と市民の説明について伺います。商店街づくりとしては、結果的に産直という形になりますが、市街地形成上今後とも成り立っていくのか心配な面があり、基本方針を示し、市民に説明をし、理解をしてもらう必要があると思いますが、考え方を伺いたいと思います。

次に、大きな項目の2点目に入りたいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律について。ことしの6月に国会におきまして地方財政再建促進特別措置法、いわゆる再建法にかわり地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立しました。平成20年度の決算から適用となります。法が示している4項目にわたる健全化判断比率を議会に報告し、公表が義務化されました。

この法律を議論するに当たり、若干横道にありますが、ことしになって夕張が再建団体となり、議会の責任は明確化されないまま市民に大きなしわ寄せを負わせる再建計画を推進することになりました。いろいろ議論、責任論はありますが、旧産炭地の振興と称し、国の補助金行政にも問題も

ありますが、膨れ上がった行政組織の雇用機会の確保、産業振興を観光に一極集中し過ぎた結果、時代の変化、将来の公債費負担計画の甘さは議会側にも大きな責任はあると思います。観光施設の売却、職員の早期退職等で行政コストの削減を基本とした再建計画は立てましたが、今後住民の負担がふえる夕張市を離れる市民も多いと聞いています。しかし、高齢者や農業者は簡単にまちを離れることができません。最悪の行政サービスに甘んじて、その場で一生生きていくしか選択肢はありません。結局こつこつと地道にまちづくり、産業振興に貢献してきた善良な市民にしわ寄せされたと認識せざるを得ません。情報を正確に公開されないまま、市民にとっては不幸のきわみであります。今回の法律、つまり指標が議会の報告が義務化されたということは、議会の力量と責任が明確に問われるということでもあります。しかし、財政健全化ばかり優先し、生活現場の問題や課題が置き去りになって、市民生活を守ることが最大の責任であることも忘れてはなりません。

さて、現在の地方財政の実態は三位一体改革のもと、地方の活力を引き出し、自立を促すはずの税源移譲と地方分権は一向に進まず、逆に5兆円にも及ぶ地方交付税を削減し、自治体の体力を奪ったのは確かであります。そのしわ寄せを受けたのは、地方の住民にほかありません。最大で3.2倍に開いた都道府県の税収格差は、そのまま雇用、医療、教育などの地域格差となってあらわれております。余り触れたくはありませんが、さきに実施された参議院選挙では都市と地方の格差が構造改革の負の遺産として大きな争点となり、地方の反乱となり、与党の惨敗に終わった結果も理解できます。今は、さらに国のトップである人物が途中で政権をほうり投げたということは、私にも全く理解しがたい事実であります。地方がこれだけ財政難に苦勞をしているときに、全く無責任のきわみであるというふうに私も認識をしております。  
(何事か呼ぶ者あり)

○18番（黒井 徹議員） 余り同調しないで。

先刻9月8日の道新の記事で総務省が発表しておりますが、北海道は全国最悪で実質公債費比率20.6%、0.7ポイント悪化をしております。市町村では、18%以上は全国レベルで1,810市町村中27.7%の501市町村、道内では179市町村中44%、79が該当をするという報道がなされています。当然名寄市も19%ということで、その枠の中に入っているというふうに認識をしております。いわゆる第二の夕張がいつ出るかわからない状況であるということを読み取ることができるというふうに思います。そこで、3点にわたり伺いたいというふうに思います。

まず、この法律の内容と今後の取り組みについて、このように厳しい状況の中で新法の内容を市としてはどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

2番目に、市の現在の状況について、18年度の決算が出ていますが、法が示している財政比率をそれぞれお知らせをいただくとともに、それらの比率にどのような認識を持っているのか伺います。また、病院は累積欠損金が18億円を超えていると聞いていますが、問題がないのか、あわせて伺いたいというふうに思います。

3番目に、新財政計画の見直しの必要性について、さきの比率の結果にもよりますが、市税、交付税の歳入削減が加速される中、不安定感があると思っておりますが、昨年策定した中期財政計画の見直しの必要性はあるのか、また新年度予算編成への影響などについてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

以上、質問を申し上げ、この場からの発言を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま黒井議員から大きな項目で2点御質問をいただきました。大きな項目の1点目の（1）と（3）は私のほうから、（2）と大きな項目2点目は総務部長

からの答弁となります。よろしくお伺いをいたします。

最初に、公共事業の内容と予算についてであります。市街地再開発事業区域内における公共施設の主な内容としては、建物、諸設備の老朽化が進んでいる公共施設をそれらの目的に合わせて2棟建設するものであります。1棟につきましては福祉センターと母と子と老人の家、いずれも風連地区のです。その機能を有する地域交流センターです。地域交流センターは、JA道北なよろの事務室などと隣接することから、JAの会議や市民イベントなど、共有して使用する上で最大240名程度のホールが必要であると。JAと協議をし、合意をしたところでありまして、このホールを抱える施設を中心に会議室、和室等を設け、多くの市民に利用していただける施設を計画しており、利用者の利便性等を考慮した上で1階部分を主に駐車場として利用が図られるピロティー方式を採用し、建物全体として鉄筋コンクリートづくり地上4階建て、延べ面積約1,900平方メートル、事業費約5億円の建設計画であります。

もう一棟につきましては、診療所と健康施設の総合支援施設です。健康施設につきましては、健診業務から機能訓練まで幅広く健康づくりができるよう計画するとともに、診療所につきましては利用者の利便性等を考慮した上で1階部分に配置し、建物全体として鉄筋コンクリートづくり地上3階建て、延べ面積約1,300平方メートル、事業費約2億6,000万円の建設計画であります。

最終的な規模、事業費については、現在道庁内とも協議会内とも検討しておりますので、多少変更が出る可能性もありますが、10月末にはでき上がる基本設計で確定するものであります。

なお、私きのう木戸口議員の質問で診療所を2階建てというふうに質問に答えさせていただきました。3階建ての誤りでございます。訂正しておわびを申し上げたいというふうに思います。

次に、資金調達と市の実質負担についてであり

ます。市街地再開発事業を行うためには、民間が事業を代行する制度がありまして、風連地区でもこの制度を利用しております。1つが一般業務代行と申しまして、主に事務局業務、地権者対応、認可申請、設計業務などを行います。もう一つが特定業務代行で、工事施工業務を行います。この業務代行で事業に必要な資金を行う義務があります。一般業務代行は、既に契約をして業務を遂行していただいておりますが、特定業務代行については風連と名寄の建設業協会と現在協議を重ねておりまして、ほぼそういう地元業者を特定業務代行として使う方向で煮詰まってきた段階であります。

もう一点、市の実質負担でありますけれども、昨日の答弁と重複しますが、計画の見直しによる全体事業費は概算で約24億4,000万円となります。そのうち国、市の補助金は約10億9,000万円、公共施設床の取得費は11億1,000万円で、市が実質負担する額は現在13億2,000万円となり、全体事業費で以前は26億4,000万円を計上しておりましたけれども、約2億円の減と、現段階ではそう考えているところであります。

次に、共同住宅の必要性についてであります。共同住宅につきましては、中心市街地の活性化を図る上で必要であり、市が借り上げる方向で検討してまいりました。しかし、共同住宅の所有者が準備会とともに模索してまいりましたが、結果的には引き受け手がないというところに至りまして計画の変更を見直さざるを得ないところに達したところであります。これによりまして、当初計画総事業費が約26億4,000万円から24億4,000万円となる見込みであります。本町地区再開発における住宅供給は、民間による賃貸住宅、約10戸から12戸計画されておりますが、公共に行うまちなか居住につきましては瑞生団地の住みかえとして市街地に建設する計画であります。

次に、計画と工事請負の業者の選定を含むスケ

ジュールについてであります。スケジュールにつきましては、準備会が6月に知事への事業認可申請に必要な調査設計を発注し、現在作業を進めております。11月に知事へ申請を行い、認可後は準備会から個人施行者が事業主体となり一般業務代行の公募、決定、委託を行い、実施設計、権利変換計画の作業に着手する予定であります。先ほど申し上げました特定代行業務は平成20年2月に決定をさせていただいて、委託を予定しております。最終的にこの市街地再開発事業が完成するのは、平成22年に完成させる予定で現在作業を進めているところであります。

次に、市街地の請負業者の選定についてであります。市街地再開発事業における建築等工事が約17億円もの発注が見込まれることから、地域経済の活性化を図る上で地元の建設業が受注できる機会を与えることで準備会とも合意を得て、名寄市及び風連建設業協会に事業の仕組み等を説明し、特定業務代行として事業に参加、検討を呼びかけているところであります。業務代行者の選定については、公募を行い、応募者から計画案に関して事業の採算、工事施工、管理運営、資金調達等、事業計画の提案を求め、この中から最もすぐれた提案を選択する事業提案協議方式で選定をいたしたいというふうに考えております。これにつきましては、先ほど申し上げたように地元建設業協会ではぜひ請負をしたいという意向がございますので、どういう形になるかは今のところわかっていませんけれども、そういう意向でございます。

次に、(3)の名寄市市街地形成の基本的方針についてであります。新しい都市計画マスタープランは現在作業を進めておりますが、名寄市の基本的なまちづくりを行うには少子高齢化、人口減少など、環境の変化に対応した安全で快適な生活を将来的に持続可能とすることが必要であります。既成市街地における土地利用を合理的に行い、無秩序な拡大の抑制と中心市街地としての機能の集積を同時に行うことが実効性を高めることと考え

ております。

名寄市の商業地域は、今までも上川北部の中心として大きな商業圏域を持ち、発展してきましたが、徳田にできた振興商業地域はそれに輪をかけた商業圏域を目指すとお聞きしております。商業的な交流人口が増加するとは思いますが、名寄市のまちづくりは基本的な方針を変えず、名寄、風連両地区とも中心市街地を核として日常生活が営める都市形成を目指したいと、このように考えているところであります。

以上、私のお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは1の（2）、公債費負担適正化計画とのかかわりと2の財政健全化法についてお答えをさせていただきます。

初めに、風連地区市街地再開発事業と公債費負担適正化計画とのかかわりについてお尋ねをいただきました。平成17年度決算から導入された実質公債費比率が名寄市は19%と、地方債の協議制、許可制の基準となる18%を超えたため、昨年名寄市公債費負担適正化計画を策定し、公債費の抑制に努めているところであります。この計画期間は、当初平成18年度から平成24年度までの7年間でしたが、計画期間を延長することで計画終了時の実質公債費比率が18%を切る見込みとなったことから、1年延長し、平成25年度までの8年間とすることで現在北海道と協議を進めております。

御質問の市街地再開発事業については、本計画に盛り込んで策定をしており、平成19年度から平成22年度までの4年間で事業の見直し前の数値で申しますと、地方債対象の事業費総額18億7,200万円、地方債総額10億2,460万円を予定しております。地方債の種類は合併特例債を予定しており、元利償還金の70%が交付税で措置されることになっております。

次に、財政健全化法についてお尋ねがありました。御質問にもありましたとおり、この地方公共

団体の財政の健全化に関する法律は、いわゆる財政健全化法であります。本年6月に公布されました。この法律の目的は、自治体の財政破綻を未然に防止することであり、財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化を図るための計画を策定することなどが定められております。

健全化の判断指数につきましては、1つは標準財政規模に対する一般会計の赤字比率である実質赤字比率、2つ目には標準財政規模に対する全会計赤字比率である連結実質赤字比率、3つ目には一般会計のほか企業会計、特別会計等への公債費に準ずる繰出金を含めた公債費の標準財政規模に占める割合である実質公債費比率、さらには4つ目として標準財政規模に対する将来負担見込額などの割合であります。将来負担比率と、この4つの指標を設けて財政が悪化した自治体に対して早期の是正措置を促すものであります。

現行の地方財政再建促進特別措置法との大きな違いは、1つは従来は赤字再建団体指定の基準が一般会計だけを対象にする実質収支比率だけであったものがほかに企業会計、特別会計も含めた連結実質赤字比率及び実質公債費比率を加えたこと、2つ目には判断指標により自主的な財政再建を意味する早期の健全化団体と国の管理下に置かれる財政再生団体の2段階に分けたことであります。法の施行は21年4月からで、平成20年度決算から適用されることとなります。また、具体的な判断指標につきましては年内に政省令で示される見通しとなっております。

次に、この法による市の現在の状況についてもお尋ねがありました。平成18年度の名寄市の決算において、現在得ている情報をもとに地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める判断指標を算出しますと、1つは歳入歳出総額の収支から繰り越すべき一般財源を差し引いた実質収支が3億2,000万円ほどで、実質赤字比率はゼロであります。それから、2つ目に特別会計、企業会

計も含めた連結実質赤字比率はマイナスの17.9%で、ここの数値はプラスの場合が赤字となります。それから、3つ目の実質公債費比率は18.7%、それから4つ目の将来負担比率は現段階で積算基礎が示されておりませんので、測定不能であります。

先ほども申し上げましたとおり、財政の健全化を判断する指標が示されていない段階でありますので、明確なことは申し上げられませんが、実質赤字比率、連結実質赤字比率において赤字が出ておりませんので、問題なしと考えております。実質公債費比率につきましては18.7%で、昨年度より0.3%減少いたしました。公債費負担適正化計画を策定をし、公債費の抑制に努めていることから、引き続き注意が必要な状況と考えております。

御指摘のとおり、病院事業の決算につきましては平成18年度で2億6,500万円程度の純損失、累積欠損金は18億4,000万円程度となっておりますが、企業会計につきましては連結実質赤字比率を算出する際の実質赤字額は不良債務となっていることから、現段階では不良債務は発生しておらず、問題はないと判断をしております。しかしながら、今後の経営いかんでは不良債務が発生することも考えられますので、病院事業の運営には病院事業健全化計画に基づく病院内部の経営努力が必要でありまして、さらに国や道に対して制度改正などの要望を北海道市長会等を通じて引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、中期財政計画にかかわってお尋ねがありました。中期財政計画につきましては、新総合計画の前期5年間の実施計画の財源を裏づけるものとして平成18年度に策定をいたしました。期間は、前期実施計画に合わせて平成19年度から平成23年度までの5カ年で、昨年12月の市議会の議員協議会に提出をさせていただき、御意見をいただいたところでございます。

計画では、平成19年度から平成22年度まで

の4年間につきましては基金に依存をした財政運営を余儀なくされておりますが、平成23年度からは基金依存から脱却する見込みとなっております。毎年前年度決算と普通交付税の本算定が終了した段階で見直しを行っております。現在本年度の見直し作業を進めております。健全化法につきましては、平成20年度の決算から施行されますので、平成20年度の予算編成については法律の施行を前提に編成作業を進めてまいりたいと考えております。

また、新名寄市となつてから中期財政計画のほかに公債費負担適正化計画あるいは行財政改革推進計画をあわせて策定をいたしましたので、両計画とも整合性を図りながら財政の健全化をより一層進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

風連の中心街再開発につきましては、それぞれの議員から質問がありますので、余り細かくは質問することがないわけですが、以前若干その計画について勉強、研究をさせていただいた経過があるわけですが、いわゆるこの事業については風連のにぎわいを失わないように駅前再開発をやるのだという基本理念といえますか、先ほどお答えいただきましたけれども、徳田地区は別としてコンパクトな魅力的な市街地の形成を今後とも目指すという答弁をいただきましたけれども、そういった意味で風連地区もそのようにするという計画なのですから、こういう言い方はおかしいわけですが、旧を使えば名寄市、風連町ということになるのですけれども、名寄市側はその情報が余りにもなかったというようなことで、初日の佐々木議員からもお話がありましたように反対せざるを得ないみたいな話になってしまうわけですが、決してそれは基本的に反対ということではなくて、なかなか理解



が深まっていないという意味があるのではないかなと思います。

今回は、私もそういう意味で質問をさせていただいているつもりなのですが、決して反対するとかそういうことではなくて、市民にわかりやすく理解をしていただくと。そういった意味では、ただ数字だけがやっぱり報道なんかで躍って、風連地区に26億円もかけるのかという、そういうのがどうも不安としてあると。あそこに中心街を、今徳田の問題もありますけれども、そんな店をつくってどうなのだという話もあるわけなのですが、そこら辺は今の公共施設、診療所ですとか交流センターというのは、行政としてはこれは住民サービスの大きな目玉としてやっていくのだよということをきちっとアピールしたほうがいいのではないかなという思いでありますので、私のこの質疑があした、あさっての新聞報道に載って、実はこうなのだというふうになってくれれば一番いいわけですが、なかなかその事業が確定しない中で、きちっと行政として情報を出せないのも理解はできるのではないかなと思います。

それで、交流センターなのですから、4階建てということで事業費がやっぱりすごくふえているのです。これは、共同住宅をなくして、いわゆるこの国交省の事業の中では3階建てにしなさいというようなことがあって、それから診療所も3階建てというようなことで、私は共同住宅が5億円程度かかるというふうに聞いていますので、即26億円引く5億円ということではないかと、実質2億円の減ということになります。この分それぞれ公共施設等かかわる、いわゆる3階の規定の中で公共施設の建物の事業コストが上がったというふうにしか見えてこないわけです。駐車場ですとか、雪置き場というのですか。そういったスペースも確保するということでは、共同住宅をなくすのはやむを得ないなというふうに思うわけですが、そこら辺のもう少し詳しい話と

ますか、2つの公共施設等については規模を拡大して事業費を大きくしたのか、建設単価が上がったのか、ここら辺をもう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 規模的には1,900平方メートルですから、それほど。若干以前よりは大きくなってはおりますが、ただ、今議員もおっしゃられたように4階建てにしたということで下をピロティー方式にいたしました。これは、駐車場の関係がございまして、公共駐車場が非常に少ないということで、この部分のかさ上げ部分で相当単価が上がっております、結構基礎が要るということも含めて。先ほどおっしゃっていたように共同住宅をやめた部分で、その部分でやはり市の負担部分がここにかぶってきているということも1つの要因としてはあります。したがって、単価アップの分とその4階建てにした分でちょっと事業費がかさんだというふうに御理解いただきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） わかりました。公共といいますか、市の持ち分としては事業を1つ削ると保留床ですとかそういった分で、いわゆる一般的な割り勘がふえるといいますか、そういう部分があるという形にも聞いていますので、結局市の持ち出しというのはそう変わらないということになるのではないかなというふうに私も思うわけですが、中心街についてはいろいろ手続等もありますけれども、特定業務代行者として名寄あるいは風連の建設業協会がやると。工事についても地元業者がやってくれるということで、これは地域経済にとって大きなメリットがあるのではないかなと思いますので、ぜひともその線で再度煮詰めていただきまして。

それで、そのいわゆるそれぞれ事業計画があつて見積もりがあるわけですが、行政もや

や半分近い、半分なのですけれども、負担する部分がある、補助事業もあるということで、補助事業ですから、そんな適当な管理監督体制ではないと思うのですけれども、そこら辺の管理監督体制はどのようにするのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 基本的には施行者が株式会社ふうれんになりますから、株式会社ふうれんの発注になりまして、特定業務代行部分の監督者はコンサルタントが担当するというふうになると思います。ただ、私どもも技術者をこの事務室に配置しておりますので、その辺の監督監視というか、その部分は単価の適正化も含めてチェック体制を整えているので、その辺は大丈夫だと、適正価格で施工ができるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） わかりました。事業を推進する中に、先ほど申し上げましたけれども、しっかりと情報を我々に伝えていただきながら推進をしていただきたい。4年かかる事業でございますので、そこら辺も見守っていかねばならぬというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、中心街といえますか、商店街の振興あるいは名寄市に対して今一般的に26億円ですとか、道の駅に5億円ですとかという状況をただ端的にとらえて判断をしている市民が多いというふうに理解をしてください、私が云々ということではなくて。そういった意味で、同時進行といえますか、将来的に含めて、これは建設水道部のほうでなくていいのですけれども、いわゆるこの大型事業のほかに今将来的に、総合計画もあるのでございますけれども、情報発信として名寄市側としてどういう考えを持っているかお伺いをしたいと思います。これは、副市長か市長の答弁になるのかどうか、ちょっとわかりませんけ

れども、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 総体的なまちづくりの計画も含めまして明らかにしなければならないと思いますけれども、財政計画でもお示ししているように普通建設事業費が一定程度毎年同じような形で推移していくということになります。ここ計画に上っておりますのは、天文台の建設が上っているということでありまして、また市立病院の救急体制の強化ということで救急と、それから医局の関係、そういったことで事業が展開されております。そのほか道路事業等もありますけれども、夢のある部分ではやはり天文台の建設が非常に大きな夢かなというふうに思っています。

なお、中心市街地の活性化にかかわる部分については計画がこれからということでありまして、その段階でまた御意見をいただきながら計画をしっかりしたものにしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それでは、2番目の再質問のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

財政問題、これは非常に我々素人と言ったらあれなのですけれども、行政を預かる人間として大変申しわけないと思うのですけれども、非常に難しい面があるわけで、ただ端的に考えると厳しい、厳しいという言葉が出る。それから、お年寄りやそういった中で負担も上がってきているというようなことで、これは国も道も我々地方自治体も厳しいのだなという認識は市民持っているわけですが、その厳しさの度合いというのがなかなかわからぬ。私たちも本当にその実態というのが把握できていないのが現実でないかなというふうに思います。

そういった意味では、今回の健全化に関する法律については、いきなり再建団体ではなくて早期にシミュレーションをして健全化に向けてやると

というようなことで、2段階といいますか、そういう形になったのではないかなと思います。今の状況では、それぞれ実質赤字比率あるいは連結実質の赤字比率等については健全であるということで私も一安心をしたわけですが、そういった中で実質公債費比率が18%を超えているというように、国、道などの許可が必要というふうに言われていますけれども、実際はどんな手続、どういうことについて許可が必要なのか、ちょっとお知らせをしていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 従来地方債の発行はすべて許可制でありました。分権改革の一環として平成18年に制度改正がありまして、この許可制度から協議制度に変わったということになります。しかしながら、長期資金の適正な計画的運用を促すという意味から、18%を超える自治体についてはやはり許可が必要と、こういう定めになっておりまして、ちなみに25%を超えますと一般単独事業債、いわゆる臨道債等の事業が制限を受けますし、さらに35%を超えますと一般公共事業債、これは補助金のつく道路整備事業等でございますけれども、こうしたものも制限をされるということになりますから、今後とも適正な公債費管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 財政が逼迫する中で中期財政計画を樹立をして、それぞれこれからの事業が多いと思うのですけれども、何項目か、いわゆる健全化といいますか、将来に向けてやらなければならないことがたくさんあるわけですが、まず健全な歳入の確保という意味で財政運営のためにやっぱりあるのが遊休資産の活用、それから収入を確保ですから、公共物等への有料広告等なんかというふうに資料の中にあるわけですが、これらの庁内協議あるいは1つのガイドラインといいますか、そういうものがで

きているのか。今塩漬けの土地開発公社における土地も随分あるのですけれども、これらの有効活用あるいは売却というようなことが情報としてあるのかどうかお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 1点目の市の遊休地の売却につきましては、財産管理委員会の議決を得まして本年度7件8筆につきまして公募の手続をとらせていただきましたけれども、照会は数件ございましたが、残念ながら応募がないということでございました。その後の財産管理委員会の中でも少し価格を下げてみてはどうかという御意見もいただきましたけれども、市民の財産の売却ということもございまして、どの水準に適正価格を求めるのかという難しい問題もございまして、財産管理委員会の中で改めて審議をいただきまして、これら遊休地の処分については進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一点、有料広告の関係でありますけれども、議会で何度かこの点につきましては御質問もいただいておりますけれども、広報紙の紙面あるいはホームページ、各種印刷物あるいは公共施設における有料の広告ということでございまして、現在それぞれ担当する職員で検討を進めておりまして、かなり具体化されてきましたので、できましたら来年度早々これら広告媒体を一斉にスタートさせたいということで、現在鋭意取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 今指定管理者制度を導入をしながら、できるだけ行政のスリム化を目指しているわけですが、いわゆる市場化テストの導入ですとか、それからPFI制度の導入というものを考えているのか。市場化テストというのは、官民が共同で入札をしてどちらがどうか、行政がやるのがいいのか、いわゆる指定管理

者でなくて、行政と競争しながらその事業、サービス事業をやっていくという制度、PFIはもう建物自体が民間、民活をしてやるという制度があるのですけれども、結構全道、全国レベルなんかにそういう事例があったり、いわゆる産廃事業なんかは民間がもう投資をしながら公共の事業をやるというような事例も出ているわけで、今後指定管理者制度と並んでそういう制度も行政のコストスリム化に向けては必要でないかというふうに私は考えるわけですが、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市場化テストにつきましては、窓口業務が考えられますけれども、これらにつきましてはかなり難しい面もございますので、他市の状況をぜひ調べて研究してまいりたいと考えておりますし、またPFIにつきましてはかつて大学調査特別委員会で神奈川県立大学の準備状況を視察させていただいた折、これがまさにPFIで大学の建設と施設の管理ということで実施されたわけでありまして、名寄市立大学の開学に際しましてもこうした手法がとれるのかどうか検討した経緯もありましたけれども、規模であるとか、あるいは受け皿であるとか、また財政的、経費的なメリットがなかなか出づらいいということもありまして、その際は取り入れることができなかったという経緯もございます。近いところでは稚内が処分場でPFIでというお話もございますので、今後の施設整備の中でぜひ改めてまた検討してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） これは、すべて私が今言っているのは中期財政計画の中に項目として出ている話で、それらを研究する、推進しますという話ばかり今私言っていますので、当然そういうことについて庁内議論なり将来的な方向というのは、できないものは、それは無理だなというものが出てくると思うのですけれども、これはやっ

ぱり一つ一つ研究をしていわゆる財政健全化、将来に不安を残さないような形としてこれは常日ごろ気をつけていかなければならぬなというふうに私は思います。

そこで、その中で第三セクターの見直しというのがあるわけです。これは、いわゆる名寄市の振興公社の健全化、それからふうれん望湖台の振興公社の健全化と。これは、両方とも市の財政を多少なりと圧迫というか、将来的にどうなのだろうという疑問がありますので、ここら辺の健全化計画というか、どのように考えているか伺いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今行財政改革計画の中にあります第三セクターの見直しという項目に触れていただきました。私も小室副市長もそれぞれ第三セクターの社長ということで、当事者という立場も含めてお答えをさせていただきます。

計画の中にありますのは、1つは第三セクターの統合と、もう一つは第三セクターの廃止ということを検討するということです。廃止は、主に全道的にそうなのですけれども、土地開発公社の廃止という点が今議論になっております。これは、もう既に1市だけですが、廃止したところがございます。土地開発公社、御存じのとおり行政が行う施策の土地の先行取得を行うと。先行取得をして、行政がそれを実施をするときに土地開発公社から買い上げると、このような方式なのでありますけれども、時代背景もありまして、この箱物なども含めて土地を使う施策がなかなか少なくなってきたと、しづらくなってきたということもありまして、全道的には少しお休み状態の土地開発公社があるというふうになっています。全道の土地開発公社の連合協議会があるのでありますけれども、その中でも1つのテーマになっておりまして、もし廃止した場合にはどういう手続が必要なのか、現在持っている財産の関係なども含めまして研究を進めているということであり

ます。

先ほどの前の質問で、土地開発公社のありようについても言及がございました。今名寄市としては、大きな土地を持っておりましては駅前清算事業団から購入した土地、それから旧営林署の土地であります。大きな土地でありますけれども、旧営林署の土地については私のほうからこの庁舎の土地の利用も含めて警察署の庁舎でいかがかと、こういうことで北海道に働きかけておりますけれども、北海道も今大変な財政状況でありますし、まだ警察の建物の順番が来ているか来ていないかというようなことも含めてははっきりした方向が出ておりません。駅前の清算事業団から買った土地は、ポスフルのことも含めて二、三お話があったわけでありまして、その後少し小休止状態ということでありまして、また少し落ちついたらいろんな話があるのかなというふうに思っています。市としてもバスターミナルとの複合施設と、こういう計画を持っていますので、それと合致するような計画であればというふうに思っているところでございます。

また、第三セクターの関係でお話がありました名寄振興公社とふうれん振興公社、これは統合できないかという行革の中での見通しであります。それぞれ株主がいて、株主総会で決定している事項でございますけれども、今すぐは非常に無理であろうかというふうに思っております。名寄振興公社のほうは、ピヤシリスキー場を中心にして各指定団体が受けておりまして現在営業中であります。ふうれん望湖台も望湖台だけの指定管理者ということでやっておりますので、この辺の業務の統合も含めて当然将来的には検討も視野に入ってくるなというふうに思っているところでございますけれども、これも市が大株主でありますけれども、一般の株主もいらっしゃるから、そこの協議を大切にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 最後になりますけれども、先般上川議長会で主催する講習会に行つて栗山町の町議会の議会改革と申しますか、議会基本条例の勉強をして非常に参考になったなと思うのですけれども、その中でどうも我々財政には疎いといひますか、夕張なんかも本当にいろいろ隠されて、それを見抜けなかった議会もおかしいし、それだけわかっていても言えなかった部分があったのかどうかはわかりませんが、我々議会としても財政、将来的なことも含めてきちとやらなければならぬというようなことで、何か栗山ではその財政計画、理事者側が出したものを特別委員会をつくつて検証をしながら、さらに財源不足だった30億円だかを財源措置をした。いわゆるいろんなことでカットをしてというようなことだと思つたのですけれども、そんなようなこともありますので、我々に情報をいただいて、特別委員会までは別だとは思つたのですけれども、やっぱり我々も財政についてきちと理解をして、市民要望や負託はいろんな形であると思つたのですけれども、それをきちと理解をしながらやっていくことがこれから我々の議会の責任であるというふうにも考えていますので、行政の両輪としての理事者との関係をきちとしていきたいなというふうに思います。決して市長は途中で財政を投げ出さないようお願いを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきたいと思いますというふうに思いますので、ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

---

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

スズメバチの発生状況について外2件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をさせていただきます。

1点目は、スズメバチの市内における発生状況についてお聞きをしたいと思います。本年は、近年になくスズメバチの発生が増加をしているという報道が先月されておりました。名寄の状況について、私自身は周知をしておりませんが、道央、特に札幌近郊ではスズメバチの発生が昨年より約倍に増加をしているという処理の報告がされております。名寄市内の発生状況についてお聞きをいたします。

スズメバチの被害は、毎年報道されておりますが、1度刺されますと抗体ができ、2度目に刺されると死に至るとも言われています。そこで、名寄における発生の状況と処理数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

なお、公共施設における処理があれば、処理の時期と処理数についてもお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、イベントやスポーツにおける交流人口拡大についてであります。今日まで多くの議員の皆さんが交流人口の問題について質問をされてまいりました。私は、新名寄市総合計画の前期、後期にかかわりなく、総合的な考え方について3項目ほどお聞きをしたいというふうに思います。

1つには、市民参加型の観光イベントと地域特性イベントの実施事業についてであります。この2つのイベントについて、具体的にはどのようなイベントなのか、どのようなものを描いているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2つに、スポーツ、自然、文化的な観光資源の活用と明記がされていますけれども、どのようなものを描いているのか。また、花観光の推進事業とはどのようなものなのかお知らせを願いたいというふうに思います。

3つ目に、農村景観や拠点施設の充実を図り、

体験型、滞在型観光の推進がうたわれておりますが、これもどのようなものを描いているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、ごみ処理にかかわる対策についてお聞きをしたいと思います。今日地球環境が重大な問題となっていることは承知のとおりでございます。日常生活を送る上では、余り実感のわからないものなのかもしれません。地球温暖化、熱帯林の減少、多くの排出物に伴うオゾン層の破壊や環境ホルモンの問題など、地球規模での環境問題はその深刻さを増していると言って過言ではないというふうに思います。大量消費による資源の枯渇もその1つであると思います。大量生産、大量消費、大量廃棄物社会から脱却をしていかなければならないだろうというふうに思います。環境にかかわる事項は多くありますが、できることから1つずつ進めていくことが重要だと私は考えているところでございます。

環境問題については、循環型社会の形成が重要と考えます。循環型社会の形成には、リデュース、リユース、リサイクルの促進が最大の課題であります。政府のリサイクル目標として平成22年度には24%としておりますが、名寄市としてどのように進めようとしているのか、3Rの促進にかかわる目標と啓発についてどのように推進しようと考えているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ただいま大きな項目3項目の質問をいただきました。1と3は私のほうから、2項目めは経済部長からの答弁となります。

それでは、1項目めのスズメバチの発生状況についてお答えいたします。今年度のスズメバチの発生につきましては、駆除の相談等が名寄地区で40件あり、実際の市職員が出動しました現地駆

除が30件程度であります。発生状況が昨年の駆除で名寄地区、風連地区で130件と数で比較しまして半減以下でありました。これにつきましては、巣をつくる行動が活発になる6月の気温の低かったことが名寄市における発生状況の少なかった原因と考えております。風連地区における状況についても簡易な駆除が5件程度、その他一般家庭以外の施設、事業所では防護服等の貸し出しにより対応しており、学校、児童会館等で名寄、風連地区とも二、三件程度であります。公園につきましては、浅江島公園で8月に2件発生し、建設水道部との共同作業により駆除を行っています。今後も発生状況により広報等による周知を促してまいりたいと考えております。一般的な被害防止について広報を行い、状況によっては地元新聞、FM放送等も活用して市民に注意を喚起したいと思っております。

続きまして、3項目めのごみ処理にかかわる今後の目標、(1)、循環型社会形成の目標はについてお答えします。快適な市民生活を求めている生活様式は大きく変わりました。平成12年度に循環型社会形成基本法の制定、資源有効利用促進法、廃棄物処理法の改正が行われたほか、3R促進の個別立法、容器包装、家電、食品、建設、自動車リサイクル法もあわせて整備され、社会全体で循環型社会の実現に向けた取り組みの基礎が確立されました。このような状況の中で、生産から流通、消費、廃棄に至るまで環境に配慮するとともに、リサイクル意識の高揚を図り、市民、事業者、市がそれぞれ担うべき役割や責任を理解し、3Rの推進、ごみの減量、適正処理の確保、資源の有効活用など、地域全体で循環型社会形成の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本年7月までに2回の名寄市廃棄物減量等推進審議会を開催し、平成19年度から平成28年度までの10年間を期間とする名寄市一般廃棄物処理基本計画を策定し、9月10日に配付させていただきました。審議会が終了してから旧名寄市を

主とした記載の内容から、できるだけ新名寄市ベースに文言の整理をさせていただいたことから、時間を要したことに対して御理解を賜りたいと思います。

ごみ処理基本計画を計画的に推進し、実効性を確保すべき目標値として、次の3点を計画の中で掲げました。1点目は、平成17年度1人1日当たりごみ排出量に比べ、10%以上の削減を目標といたしました。これは、平成17年度の排出原単位、1人1日当たりごみの排出量のことですが、1,098グラムを基準として毎年1%ずつ削減し、目標年次の平成28年度には982グラムまで削減し、排出量は人口減少も加味し、1万2,515トンから9,945トンと、おおむね20%近い減といたしました。

2点目のリサイクル率の目標値は、ごみ総排出量の将来予測と均衡を図り、基準年次の19%と比べ24%と設定いたしました。これにつきましては、国の基準は平成22年度で24%と高い数値になっておりますが、17年度までの実績と今後の人口減少とごみ排出量の将来予測との均衡を図りまして多少低目の24%と、24%は28年度の目標設定値といたしました。

3点目の減量処理率の目標値は、ごみ排出量の将来予測及びリサイクルの実績と連動させ50%程度と設定いたしました。また、社会情勢の変化や関係法令制度の見直しも想定され、平成23年度を中間目標年次と設定し、新名寄市総合計画との整合性も図りながら見直しを行いたいと考えております。地域全体で循環型社会形成の実現に向けて、一層の分別収集の徹底とリサイクルの推進を図ってまいりたいと考えております。

ごみ減量化対策に伴う啓蒙対策につきましては、ごみ減量化を効果的に推進するためには生産者、流通、販売者、消費者のすべてができる限りごみを少なくする工夫をし、環境に配慮した生活を心がけるなど生活、行動スタイルの見直しなどを自発的に促進するために使い捨て製品や過剰包装の

自粛、買い物袋を持参しレジ袋の量を減らす、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、情報の提供と活動団体への助言や支援を行い、広く市民が参加し、効果的な普及と活動を推進したいと考えております。

家庭から排出されるごみの分別収集等適正な処理は、市民、町内会の協力でかなり進んできましたが、レジ袋、廃食用油対策等、新たな課題も出てきました。家庭ごみ有料化の住民説明時の原点に立ち返り、紙製容器を含む分別収集の徹底を初め、新たな課題についても数カ所のモデル町内会と協議を行い、全市的なごみ減量化を進めてまいりたいと考えております。最終処分場に直接搬入されるごみの割合が高いという地域事情もあり、事業活動に伴って生じたごみは事業者が自己責任で処理することを原則とし、事業者責任について啓発、指導を行い、自主的なごみの分別、減量化に向けた取り組みについても進めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小野寺一知議員）** 手間本経済部長。

**○経済部長（手間本 剛君）** 交流人口拡大のお尋ねのうち、初めに観光資源による拡大対策とお尋ねでございます。名寄市の観光資源につきましては、NPO法人なよろ観光まちづくり協会が核となって夏はひまわり、ふうれん望湖台自然公園での自然体験、冬はスキー場、サンピラー現象等の取り組みをしてきております。

お尋ねありました具体的な観光イベントと地域イベントですが、基本的に観光型イベントとして名寄、風連両観光協会と市が主体となって行っております。てっし・名寄まつり、風連白樺まつり、なよろ雪質日本一フェスティバルとし、地域特性イベントはなよろ産業まつり、アスパラまつり、風連ふるさとまつりなど等を位置づけしております。本年6月に実施いたしましたアスパラまつりを除き、平成18年度全体では14万9,000人の入り込みとなり、市外からは5万5,600人

と試算をさせていただいております。広域観光団体と連携を図り、旅行会社を通じてのPRを行い、さらに交流人口の拡大に努めてまいります。

また、道の駅が着工し、来春オープンすることから、剣淵、名寄、美深、音威子府、中川の5つの道の駅をネットワーク化し、地域特性を生かした道の駅を都市へ情報発信することによって交流人口の拡大にも結びつけたいと考えているところでもございます。

次に、文化、スポーツによる拡大対策についてでございますが、今年8月、ピヤシリシャンツェがスキージャンプ競技、道立サンピラーパーク交流館がカーリング競技のJOC認定競技別強化センターに指定されたところでございますので、両施設を利用したトップレベル競技者の育成強化が図られ、国際競技力向上が期待されており、名寄での強化合宿が一層多くなるものと思われまことから、スムーズな受け入れと施設の有効活用を図りながら交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

自然、文化的な観光でございますが、春には雪解け水が豊富でマイナスイオン効果が大きい比翼の滝、晨光の滝を初めとして、ふうれん望湖台自然公園、サンピラー、ピヤシリ周辺などの美しい自然があり、また文化的な観光資源として北国博物館では名寄の自然や歴史について情報が発信され、獅子舞、御料太鼓などの郷土芸能、農業用施設を利用した農村景観づくりの壁画など、観光資源を活用し、点から線に結びつけ、広域での連携強化を図り、交流人口の拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、花観光の推進でございますけれども、北海道では平成14年度に北海道観光の国づくり行動計画を策定し、花の観光づくりとして花を見るだけではなく、食べたり温泉につかったりなどとの有機的な連携を図るなど、花を呼び水とした花観光の推進を図ってまいります。本年度サンピラーパークがガーデンアイランド北海道2008のサ



テライト会場として登録されました。このことにより花と緑のネットワーク化が図られ、全国に情報発信され、交流人口の拡大が見込まれるものと考えているところでございます。

次に、イベントによる拡大についてのお尋ねでございます。近年観光は、見る観光から体験する観光へ、団体旅行から個人旅行へシフトしつつあります。農村地域におきましては、アスパラ、ジャガイモなどの名寄の特産品を観光客みずから収穫し、食していただくといった農産物あるいは農村景観を観光資源として活用した農村観光がふえつつ、新しい旅のスタイルとして関心が高まってきております。本年は、先日札幌から1泊2日の体験ツアーに22名が参加し、かんだファーム、よねざわ農園、リリーファームの3農家が受け入れに当たりました。ツアータイトルは「秋を収穫まるかじりツアー」で、都会に住む人たちにしゅんの野菜をその場で食べてもらうとともに、美しい農村景観を見て楽しんでもらうというものでございます。参加者は、新鮮野菜の収穫作業も体験し、思い出を深めていったと聞いているところでございます。

また、農業サイドにおきましては農業、農村の持つ多面的機能を生かして、都市と農村の交流を深めるためグリーン・ツーリズムを推進しており、体験農業、農家民宿、ファームレストランなどを展開している事例も多くあります。当市においても市民を対象とした体験農業は多く取り組まれており、9月9日には名寄地区グリーンアドバイザー協議会主催によりますところの食育オリエンテーリングが親子を対象に50組参加されて、市内8戸の農園、名農、ふうれん特産館で農業体験を開催してきたところであります。また、7月に実施されました天塩川カヌーツーリング大会は道内から48艇、90人が参加し、地域交流を含め、流域内の地域振興を図る機会として交流人口拡大にも大きく寄与しているところというふうに考えているところでございます。道立サンピラーパー

クの整備も進みまして、オートキャンプ場、ふるさと工房館もオープンし、名寄地区の観光資源と農村景観、自然公園を生かした風連地区の観光資源とを融合させた新たな観光ルートについても調査研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

スズメバチの問題については、先ほど答弁があったように名寄の6月の低温によってということなのではないでしょうか。昨年よりも3割ぐらいの状況だろうというふうに思いますけれども、特に公共施設にかかわっての対処、恐らく先ほど答弁がありました40件のうち30件が職員が処理をしたということですが、この処理後の扱い、いわば巣を撤去したからといって、その危険性が少なくなっただけではないというのが専門家の大方の見方であります。このスズメバチ、普通のハチもそうではありますが、巣を撤去しても巣にいないハチは4日から1週間ぐらいはそばに寄ってくるという、そういう性格のものだそうでありまして、この対処方についてどのように行ったのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 一般的にスズメバチにつきましては、今竹中議員おっしゃいましたように3日ないし1週間程度、出ていったハチが戻ってきて2次の被害が出るということもありますので、一般家庭につきましては担当しました職員が直接出向きましたので、それについては指導をしております。そういうことがありますので、御注意くださいという指導をしています。公共施設の関係につきましては、私のほうでちょっと掌握しているのは浅江島公園と名寄公園のSL、キマロキのほうにつくりました看板で、すぐに戻

ってくることがありますのでということでの注意看板を設置したというふうに聞いております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今浅江島公園と博物館のキマロキについてということが報告ありましたけれども、そのほかでなかったのかどうか。昨日商工団地のこまどり公園に行きましたら、大きな木に3枚、注意事項の張り紙がされておりました。まだ葉っぱが枯れているわけでありませんから、巣がどこにあるかというのがわからないのかもしれませんが、あのそばに実は子供の遊具がたくさんあるのであります。木のそばだけで危険だということにはならないのではないのかというふうに私は感じているのであります。浅江島公園の問題もそばに張ってあるから、それで済むという、そういう次元の問題では私はないというふうに思っております。そういう点からすると、非常に対処方が、管理が不十分だと私は思っておりますけれども、その辺の考え方について再度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私、大橋のほうの公園はちょっと承知しておりませんで、大変申しわけなく思っています。今言われたように私どもも対処の仕方については不十分な面もあるというふうに思っておりますけれども、ただついているわけにもいかないということもございまして、こういう対応しか今のところ考えていませんが、これからなお研究をさせていただいて対応の仕方を考えていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） スズメバチの問題については、ことしはそう大きくこれからはないと思いますから、次年度に向けてと。大きな事故が起きてからでは遅いわけでありまして、巣をつくる6月ごろから先ほど部長の答弁の中にありましたように地元新聞あるいはFMあるいは広報での差

し入れというのですか。広報での啓発行為、そんなことを私はやったほうがいいのかというふうに思っています、これは単発ではなくて一、二回やる必要があると思いますし、これはハチの巣が見つかった時点では早急な対応ということも必要でありますし、そういう市民も窓口を知らないということもあるでしょうし、春の浅江島公園のカラスの問題ではないですが、結果的には木を切らざるを得なかったということもありますから、早目の対応と広報活動を十分にさせていただくことを求めておきたいというふうに思います。

2つ目に、交流人口の拡大の扱いであります、これも今日まで多くの議員から交流人口の拡大ということで質問がされてきました。交流人口の拡大という意味でいきますと、地域の活性化だったり、あるいは経済効果だったりということが私はあるなというふうに思っておりますが、そこで先ほど答弁がありました地域型あるいはその他の中身でいろいろ、観光イベントの中身でそれぞれ産業まつりあるいはアスパラまつり、風連白樺まつりや望湖台の祭り等々を含めて、観光イベントと地域性の特性のあるイベントと分けて答弁がされましたけれども、本年実は中止になったひまわり、これはセンチュウの問題で中止になったわけでありまして、たしか6月の岩木議員の質問に答えていたというふうに私は記憶をしておりますが、9月には一定の方向性を出したいというふうに答弁をされていたというふうに思いますが、この経過についてどのような議論がされたか、もし結論が出ていればお聞かせを願いたいというふうに思いますし、名寄の祭りについてはNPOのほうでやっているのだらうと思いますが、この取り扱いも今後どうしていくのか。方向性も出し出ているのだとしたら、それについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ひまわり畑についてのお尋ねでございました。今年やむなくそうい

ったシストセンチュウの被害が心配されるという  
ようなことで休止をさせていただきましたが、お  
かげさまでMOA名寄農場さんの御厚意によりま  
して続けることができました。数こそ少ないので  
すけれども、多くの方々にお集まりをいただいた、  
見ていただいたということでもあります。

6月の定例会の折にもお話しさせていただきました  
ました。早い時期にすぐ検討を進めていきたいとい  
うようなことで、早速庁内に検討会議を立ち上げ  
まして検討してまいりました。最初の北山から含  
めて今までの開催してきたところ、あるいは智恵  
文のところ等々、風連も含めましてどういった適  
地があるのか、それから被害に結びつかないのか、  
そういったようなことで検討をさせていただきました。  
今現在私どものほうでは、健康の森に入っ  
ていきますところ、ことし振興公社の御厚意によ  
りまして50アール、あそこにひまわりを植えて  
いただきました。多くの観光客が足を運んでいた  
いただきました。そのずっと山際、山といいましょ  
うか、東側のほうに向けて道の土地がございま  
す。それがあらゆる面で一番いいかなという、最適  
地というようなことでの判断をさせていただいてお  
ります。今非公式に道あるいは上川支庁とも御相  
談をさせていただきまして、振興公社を中心にお  
話をさせていただいております。私どものほうも  
そういったことでお貸しをいただけるというよう  
なことになりますと、ぜひそんなことでは取り組  
んでいきたいと思っておりますし、私どものほうも  
行政としても一定の支援をしていきたいというふ  
うに考えているところでございます。

なお、また先ほどお話がありましたように20  
08年は花フェスタの会場でもございます。そんな  
なことでは、サテライトとして設けられておりま  
すから、来年度事業は道のほうで植えられるので  
はないかと。何を植えるかというのは、まだほか  
の部分はわかりませんが、ぜひともひまわり  
の部分につきましては私たちの希望しているところ  
にひまわりを植えてほしいというようなこと

での要請行動を今行っていて、返事待ちというふ  
うになって、感触は大変よいというふうに承って  
おりますので、御理解をいただきたいと思ってお  
ります。

それから、もう一つのなよろのおどりござい  
ますが、御案内のとおり合併後に風連の神社祭り  
となよろのおどりが重複すると、かぶさるという  
ようなことでございまして、何とかならぬかとい  
うようなことでございました。そんなことでは会  
合を開かせていただきまして、実行委員会にもお  
諮りをさせていただきました。結果として、こと  
しにつきましてはといいましようか、白樺まつり  
の18日の望湖台自然公園でやりますそのこの  
ころの会場に今までの踊り、3つの踊りをそれぞれ  
持ち込んで踊って見たらどうだろうと、そしてそ  
れにかわる分として翌日アスパラまつりを開催し  
てはどうだろうかというようなことで、そういつ  
たことでの意見調整をさせていただきました開催  
いたしました。おかげさまで大変多くの方々にお  
運びをいただきましたし、かつての白樺まつりも  
多くの方々にお運びをいただきました。そんなこ  
とでは一定の成果が得られたのかなと思っていま  
す。ただ、今休止状態にしておりますものですか  
ら、今後なよろのおどりの部分につきましては十分  
関係者と協議をさらに重ねて検証しながら、結  
果、成果を踏まえながらまた来年の方向性につい  
て早急に探っていきたい、方向性を示していき  
たいというふうに考えておりますので、もうちょ  
っとお時間をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 済みません。連絡が悪  
くて申しわけなかったのですけれども、今お話が  
ありましたひまわりの関係で、実はきのう付で道  
から許可が出まして、サンピラーパークの指定管  
理者として振興公社があそこの9ヘクタールほど  
ある土地について、ひまわりとそのほかの花を植  
えたいと、こういうふうに申請しましたら、きの

う付の日付できょう連絡が入りまして、承知したと、ぜひ指定管理者の責任でやってほしいと、こういうことでもありますので、来年はあそこにコスモス、ラベンダー、ひまわりを植えていくということにしたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ひまわりの関係では今今副市長のほうから、来年は花フェスタのかかわりもあるのですが、健康の森ということでもありますから、それはきちっとやっていただけるというふうに思っています。

交流人口の関係で、持田議員がスポーツ交流の扱いで若干質問がされましたけれども、これはスキーの問題あるいはカーリングの問題等を中心にされてきました。実は、今答弁がありましたようにJOCのかかわりでは2010年でありますから、3年間の時限つきでありますよね。それ以降の扱いや今日まで、確かにJOCが強化地として指定をされたということでは若干の交流人口があるのかもしれませんが、行政としてこのスポーツにかかわって今日までどのような運動というか、関係団体への働きかけ等を含めてやってきたのかどうか。

また、2010年以降のJOCがそこから撤退するかどうかはわかりませんが、この競技強化センターから外された後の行政としての働きかけ方、あるいは観光協会としてどういう扱いをするのか。これは、必ずしも私は行政だけではできないなど。各関係団体、競技を持つ関係団体との扱いもあるのでありますが、今後どのように扱うのか、あるいは今日までどのように関係他市との要請をしてきたのかについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） ピヤシリシャンツェ、それからサンピラーパークのカーリング場がJOCの指定ということで認定されたということは御存じのとおりであります。

これにつきましては、まずピヤシリシャンツェは設置者ということで名寄市のほうにお話がありました。そこで、教育委員会とも相談をしながら、特にお話がありましたとおりこの両競技とも単にJOCと名寄市という関係だけでなく、必ず全日本レベルの競技団体が中に入ってまいります。全日本の競技団体が選んで、そしてJOCが認めると、こういう形になってございまして、ジャンプの場合は白馬と名寄がJOCと、こういうふうに相なりました。また、カーリングの場合は道内で常呂と名寄と、それから長野と3カ所と、こういうふうになりまして、これはやはり競技団体が中心になるということでございますから、私どもは特にジャンプの場合は名寄のスキー連盟を通しながら競技団体に働きかけてまいりまして、全日本スキー連盟が主催する会議も2回ほどありまして私出席をさせていただきました。その中で、このように認定されたということになります。

これは、認定されたからよろしいのではなくて、いかにそれでは選手の練習環境をつくっていくかということになります。当面オリンピックということでありますから、3年ということになっていきますけれども、決してそういう考えは持っていないで、JOCといたしましてもオリンピックの一流選手だけでなくジュニアの育成も含めてというふうに考えておりますので、当面の目標は次のオリンピックでありますけれども、特にスキージャンプの関係については年限を区切るということは考えていなくて、よっぽど情勢の変化があれば別でありますけれども、ジュニアの育成も幅広くやっていきたいと、こういうような関係でありますから、私どもとしてはなおスキー連盟を通じまして全日本スキー連盟に、そしてJOCに名寄としてはきちっと受け入れていきますと、こういうことを伝えながら指定が変更しないように働きかけをしていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今、副市長のほうから

シャンツェの扱いについては2010年以降もと。これは、必ずしもそうなるかどうかというのはわかりませんが、ただ私はその後もきちっと各団体への要請行動等々を含めてやっていかないといけないだろうなど。ただ、中身的にジュニアの養成も含めてということでありませぬけれども、ただ単にピヤシリシャンツェが大会を開けばいいという問題ではない。今言われたように強化選手をどれだけこの場所に呼ぶか、あるいはジュニアをどれだけ、滞在期間が長ければいいというものではないですが、そういうことをやっぱりきちっと要請をしていくということが私は重要だというふうに思っていますので、シャンツェもサンピラーも若干の希望はあるのかなというふうに思っていますが、私はそう大きく希望を持っているわけではないのでありますが、しかし来ないより来たほうがいいというのが中身でありますから、そういった意味では今後も行政として精いっぱい交流人口の拡大に向けて努めてもらうということを求めておきたいというふうに思います。

次に、農村景観や拠点施設の充実の関係で、体験型や滞在型ということで質問をいたしました。22名ほど体験で来ているということですが、その年代についてどのような方が来られたのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 22名の内訳については、現在手元に把握しておりませぬので、後ほど資料として提供させていただけたらと思いませんけれども、お時間いただけますでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 実は、名寄の場合は都市型農村ではないものですから、体験型の場合は1泊でもすればできるのかもしれませんが、体験型観光を推進をするというのはかなり厳しい状況にあるのかなと、時間的に。そこで、地域や年代のターゲットをどこに絞っておられるのか。今回は札幌だったそうですが、それについて考え方が

あればちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） こういったたぐいのものにつきましては、今まちづくり観光といひましようか、そちらのほうで取り組んでいただいていることもありますし、先ほどの22名に御参加いただきました札幌からの1泊2日の体験ツアー、これにつきましてはこういった3人の方々の受け入れ農家がそれぞれ工夫を凝らしてチラシをつくり呼びかけをしているということでございます。行政のほうにもこういうことでやりますので、お力添えをというようなことで、私どもいわゆる支援はさせていただいているのですけれども、今お尋ねありましたようにこういったたぐいのものでございませぬ。これらについては窓口も含めてどこか整理してアドバイスできるようなこと、行政が全部主体的にやるというのではなくして、そういった方々に対する支援をするような窓口を今後農業振興対策協議会あるいは農業計画の中でも織り込んで、あるいはまた観光協会とも連携をとりながら進めていかなければならないのかなと。私ども農業・農村計画の中でもこういったものは重要な位置づけにさせていただいておりますから、体験交流を含めて。そんなことで、またお時間をいただいて検討をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、質問をちょっと変えたいというふうに思います。

先ほど花観光の問題では、いろいろ御説明がございましたが、この4月からガーデンアイランドと先ほど答弁がありましたけれども、花観光との関係というか、名寄市で今計画をしているというか、事業として持っている、そこら辺の関係についてどのようにしていくのか。いわばガーデンアイランドについては、名寄市の名前が載っていま

すから。一方で、花観光は事業として市もそれについているわけで、その関連性というのはどういうふうに考えておられるのか。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 理解させていたしておりますのは、ガーデンアイランド2008の部分につきましては、札幌のほうで事務局を設けて実施をされているというふうに伺っております。先般この事務局を預かっている方が来られまして、名寄での打ち合わせをさせていただいております。今とりたてて名寄市にこういうものというわけではないのですけれども、道と、それから事務局、実行委員会を含めて協議をさせていただいているというふうに思っておりますので、名寄市のほうにお手伝いする部分がありましたら、また今後詰めていくことになるのかなと、そんなことで受けとめさせていただいております。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 観光の問題では、ほとんどがNPOのところ为主体的に、新総合計画の中ではそれぞれ事業計画があって、結果的には全部一緒くたにNPOという、そういうふうにも思わざる得ないというか、思ってしまうのです。ですから、主体は市でやっていくということは、私は事業計画はそういうふうにつくっている以上は、金や何かの問題は別にしてもきちっとやっぱり主体性を持ってやっていかなければならないというふうに思っているところです。

先ほどからそれぞれスポーツ関係を中心にしてどうかかわったかということも質問をしていますが、市としてどのような情報発信を今後していけるのか。名寄は、こういうものがあって、こういう観光があってとかを含めて、全体的な情報発信のあり方あるいはネットワークの使い方とか、ネットワークのあり方について考え方があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 観光は両NPO、両N

POというのは名寄と風連でございませけれども、そちらの観光まちづくり協会あるいは観光協会、こちらのほうに今まで市が自前でつくっていたパンフレットの作成なども含めましてすべてお願いをするということです。したがって、全部預けて終わりということではなくて、もちろん企画段階、そういったものはすべからく私どもも入って企画をしていくと、調整をしていくと。実施の段階ではNPOをお願いをするということですから、名寄の観光の問い合わせも含めてすべてNPOをお願いをすると。私は知らぬということには絶対ならないと思っておりますので、おっしゃるとおりきちっとかわっていきたく。

特に花観光の関係ありましたけれども、花観光についてはひまわりを中心にして、健康の森のツツジ、風連のシバザクラ、それからズミ、こういったものが花観光の柱になるだろうと。それに花フェスタをどうつけていくかということになってくるというふうに組み立てをしております。したがって、それらを組み立てるときに全部お任せではなくて、私どもも入ってきちっと組み立てをしていくということでありまして、予算だけやって終わりということでは決してございません。

○議長（小野寺一知識員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 時間ありませんから、次に進めさせていただきます。

ごみ対策についてであります。実は先ほど答弁の中で、一般廃棄物処理基本計画というのが月曜日に配付をされました。私は、質問するに当たって、この計画書が出るとは思っていませんでしたから、非常に私としてはやりづらいというか、質問が多くならないという状況であります。ただ私がちょっと思ったことは7月31日、民生常任委員会が開催をされまして、そこではたしか聞いていたところによると、この計画書がすぐ出てくるというふうに報告はなかったように聞いております。1カ月過ぎて報告書が出てきたと。確かにいろいろ人的な問題も含めてあったのかもしれ

ませんが、私としては今回の質問で若干不本意な質問になるかもしれませんが、質問させていただきたいというふうに思います。

そこで、基本計画書の中で明記がされておりますごみの排出量についてであります。実は収集搬入と直接搬入、回収搬入というか、それと直接搬入2通りあるわけですが、この中で収集搬入が5,758トン、うち埋め立てごみが1,878トン、直接搬入で6,182トン、埋め立てがそのうち約75%の4,604トンというふうになっていますけれども、この直接搬入の埋め立てのごみの割合が非常に高過ぎるというふうに私は思っております。この内訳について、個人搬入と事業系搬入の内訳についてわかればお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 直接搬入ごみの中で埋め立てごみが4,604トンということで、このうち風連処分場の関係につきましてはおおむね500トン程度、残りが内淵処分場というふうに数字を押さえておまして、全体では家庭系ごみというのは業者が持ち込まないものを一応家庭系ごみと。それから、例えば高齢者事業センターも含めて業としている人方が持ち込んだものを一応市として事業系業者持ち込みということをしているのですが、この比率でいいますと名寄市全体では20%が家庭から持ち込まれたごみ、80%が事業、業者から持ち込まれたごみ、これは風連処分場は事業系ごみでなくて全部一般家庭ごみということになっていますので、それを差し引きますと内淵処分場では10%の家庭ごみ、90%の業者が持ち込んだものというふうになります。この高い比率につきましては、埋め立て処分の料金を徴収していますので、そこでのデータ入力から計算しますとこういう形になりますので、実際家庭ごみだったのか事業系ごみだったのかについては、もう少し事業系ごみの割合は少なくなろうかと思っておりますが、業者持ち込みということの

比率で御理解賜ればと思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 実は、なぜこのようなことを聞かかると、8月にある企業の職員が今まで一緒に全部埋め立て処分に持っていったと。だけれども、分別をして持っていきたいのだけれども、バックヤードがどこにあるのかと。それと、もう一つは、私はそれは率先して資源ごみをいわば埋め立てにすることによっての金がかさむわけありますから、そういった意味ではそういうこともあるのかなというふうに思いましたけれども、中身的に企業での分別のあり方や、あるいはバックヤードの場所の問題を含めて余り行政としてきちっと周知をしていないのではないのかというふうに私は実は思ったわけです。そういう意味からすると、今後の資源ごみも含めた分別も多くなっていくでしょうから、そういった意味では少しでも埋め立てごみを減らす、そういう作図というか、つくりを今後していかなければならないのだろうというふうに思うのです。そこで、企業への啓蒙の扱いについて今後どういうふうにされていこうとしているのか。いわば企業が直接持ち込むごみの分別のあり方あるいはバックヤードのあり方。

そして、実は総合計画の中でも旧焼却炉の跡地にバックヤードの建設も書かれておりますけれども、私はいつあの焼却炉を壊すか承知をしていますが、たしか後期だったような気をしておりますけれども、後期というと6年後になってくるわけですので、それではバックヤードのところも今一部民間活用されているようですが、だんだん狭くなっていくのではないのかと、分別を多くすることによって。そういう意味では、バックヤードも早急に私は建設が必要だというふうに思っていますが、この3点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 事業系から出

るごみにつきましては、事業者の産廃分も含めまして自己処理という形を原則にしておりまして、今まで積極的にPRしていなかったというふうに考えています。

それで、現実的な対応としましては、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶につきましても市のほうで収集をして洗浄するなり加工をして圧縮をして業者のほうに有価物として処分しているものですから、受け入れは一定程度やってきました。すべてを受け入れるためのスペースを確保しているかどうかについては、ちょっとスペース的には十分足りないということもありまして、一部の方々が利用されて、市はそれを圧縮して有価物に切りかえてお金にかえています。そういう状況でしたので、今回の計画書の中でも竹中議員おっしゃるとおり持ち込みごみの、直接搬入ごみのウエートが高く、一般家庭ごみからは一定程度資源化あわせて減量化が進んでいるけれども、事業系については十分進んでいないのだという御指摘については私たちも同感だと思っております、その辺についてはこれから積極的に調査をさせていただいて、指導までいければなと思っております。例年最終処分場での受け入れで、ごみの中で分別が不徹底されている業者の関係については、一定程度清掃週間とか何かを含めまして調査はしているのですが、その辺も含めてもう少し徹底化を図って資源化、減量化につなげたいと思っております。

それから、埋め立て、清掃工場の跡利用の関係につきまして、財源問題もかなりネックになっておりまして、総合計画では後期計画の中で対応したいというふうに考えています。そのときに、ただ壊すだけでは国の3分の1の補助金が得られないものですから、リサイクルセンター等の跡利用とワンセットの解体撤去となっておりますので、その部分につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、ちょっと質

問を変えたいと思いますが、ごみの問題で家庭ごみ、多くは家庭ごみにかかわるのですが、この間も私は何回か質問をしておりますが、販売店における過剰包装のあり方、これの抑制も必要だというふうには実は思っています。この間、私も質問をさせてもらいまして、しかし進まないというのが現状だというふうに言われておりまして、特に大型店が来ることよっての排出量というのはかなり出てくるだろうと私は思っていますから、そういった意味では一般小売業あるいは大型店のそういった過剰包装のあり方についての啓蒙も必要だというふうには思っていますが、今後の対策も含めてあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 6月の佐藤議員のときにも実はお答えしたのですが、レジ袋の抑制について流通関係の大手のところを中心にして会社訪問をさせてもらおうと思っておりましたが、ちょっとこちらのほうの準備がおくれています、それから大型店の多くがエコカードを既にやっていたところも取り組まれたということもありまして、ちょっと私たちの対応ができていますが、10月以降今言った過剰包装の問題とレジ袋、レジ袋もマイバッグが100円ぐらいで積極的に進めている流通業界の動きもありますので、その辺の実態調査、お願いも含めて10月以降対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 最後にしたいと思ひます。

実は、家庭ではこのようなごみ袋を使っているのです、有料袋。私が今回持ってきたのは炭化ごみの袋であります。これ両方とも同じように見えるのでありますが、しかしどういうわけかこんなに小さくなっているのです。1.5センチ小さくなっています。私は、毎日というわけではありませんが、家庭でごみ処理もやっていますから、この



袋だけを置くわけではなくて、入れ物に入れて袋を中に入れてごみを入れている。最近何か小さく感じた。それで、いろいろ調べてみたのですが、初めはわからなかったです。ところが、たまたま古い袋がありまして、はかってみると1.5センチ、15ミリ高さが短いのです。袋も実は古いものは伸びるのでありますが、新しいものは切れるのです、伸びないで。ある人の話を聞きますと、市に苦情を言ったら、ごみをぱんぱんに入れるから破けるのだというふうに言われたというのです。これはいかがなものかと。

今国民健康保険税あるいは介護保険等々を含めて非常に重税感がなくて、少しでもごみ……大したことないですよ。大したことないのですが、しかし重税感があることによって少しでも捻出を、そういうところから出費を少なくするということが通常の家庭だろうと私は思っています。そういった意味では、市でこれについてわかったのか、今後どうするのか。結果的には、ごみの出す金額が高くなるということになるわけです。何%か計算はしていませんが、そんなことでちょっと最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 指定ごみ袋の関係につきましては、本年6月に2回、電子相談窓口にお問い合わせがありました。そして、私もそれなりに調べたところ17年度までの袋、竹中議員の持っている袋は若干縦長でした。ちょっと大きかったのかもしれませんが。それで、18年度に合併したときに少し横長にして、寸法は変わりましたが、容積は40リッター、20リッターとかということで同じ容積になっています。それで、問題は、私たちも生活ではぱんぱんに入れるのですが、設計上としましては通常の量で40リッター確保できるというふうになりますので、有効な利用としては45リッターとか、もうちょっと余計に入ったのかもしれませんが。

それで、どうも薄いのでないか、破れやすいの

でないかという意見が4件ほど、電話2件と電子相談が2件と4件あったそうですので、その辺につきましては来年度、20年度のまた新しいごみ袋を一年一年つくっていくものですから、そのときの薄さが0.03ミリということで同じ基準になっているのですけれども、そういう苦情が4件あって、それ以降はずっと苦情なかったものですから、落ちついたものだなというふうに私たちも認識しておりましたので、何年間分もごみ袋はつくっておられませんので、1年間分ずつつくるだけ入札をして発注しておりますので、その意見については貴重な御意見として来年度の発注する分にちょっとその辺検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

名寄市国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担について外2件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担についてお尋ねをしたいと思います。定率減税の全廃等によって、今年度の住民税の負担は非常に大きなものとなりました。国保加入者には、これに加えて国保税の増税があり、暮らしへの負担が非常に大きなものとなりました。名寄信金の景況レポートでは、マイナス基調に推移し、引き続き厳しい状況が続く、停滞感を強める厳しい見通しとなっています。このように景気動向が思わしくない状況下でのさらなる負担増は、私たちの暮らしに重くのしかかってきています。

私たち日本共産党名寄市議団が春に行った市民アンケートでも国保税の値下げを望んだ人が6割にも上っています。年金者の方からは、年金は上がらないのに負担ばかりふえる、病院代も年々多くなってきている中、これ以上どこを削ったらいのかなど悲痛な声が寄せられています。納付通知書を手にしたときの驚きは怒りとなりました。

何かの間違いではないかと思って役所に行ってみた、こんな声がたくさんありました。市民からの窓口への問い合わせはどのようになっているでしょうか。対応についてはどのようにされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

行政報告には、軽減措置を受けた世帯が総世帯数の60.8%になるとありました。現在申請による2割軽減についても該当する世帯には郵送などによって親身な対応をされていると聞いています。しかし、この軽減措置の範囲を少し超えた部分の世帯については大変重い負担になるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

名寄市国民健康保険条例第10条に、「次の各号のいずれかに該当する場合においては、市長は減免することができる」とあります。この3号に前2号（貧困により生活のため公私の扶助を受ける者）に準ずべき者となっています。この条項によって、こうした方たちが減免を受けることはできないのでしょうか。

次に、来年4月から75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度が始まります。老人保健制度により医療給付を受けている約3,500人の方々がこの医療制度に移行されると聞いています。このうち国保加入者は何名でしょうか。また、現在74歳の国保加入者は何名いらっしゃるのでしょうか。こうした方々が国保から抜けることによって、市の国保会計への負担はどのようになるのでしょうか。

半年後にはスタートするこの制度ですけれども、ほとんどの方が知りません。何となく聞いてはいるがという方でも中身についてはほとんどわからないという状況です。この制度自体がまだまだ具体的にない部分を多く残しているわけですが、対象が75歳以上という高齢者ですので、わかりやすくお知らせすることが求められていると思いますが、この後期高齢者医療制度の市民への周知についてお伺いをします。また、今後の周知予定についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、上下水道料金体系の統一についてお聞きしたいと思います。この件については、委員会付託をされていますけれども、基本的な考え方についてお伺いをさせていただきたいと思います。合併協議会の中でも大きな懸案事項であった上下水道料金の統一が今議会で提案されています。日常生活、営業と欠かすことのできない重要な事項だけに早期の解決が望まれます。しかし、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に規定されているように、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないというこの基本に沿って入念に練ったものにしていかなければならないと考えます。

また、先ほど来からお話ししていますように国の構造改革のもとで暮らしへの負担増は非常に重いものになっています。これ以上の住民負担をなくしていくことが今最も求められていることではないでしょうか。

そこで、新上下水道料金についてお尋ねをしたいと思います。提案されています新料金では、基本料金に設定している基本水量を5トンに統一されていることで、使用水量の少ない単身者や高齢者の皆さんにとっては配慮されたものとなっていると思いますが、風連地区の上昇率がマイナスになっている使用水量9トン以下の世帯の割合はどのくらいでしょうか。また、名寄地区の使用水量5トン以下の世帯の割合はどのくらいになっているのでしょうか。

子育て中の世帯で、夫婦、また小学生の子供2人の家庭では大体毎月15から20トンくらいの使用水量と聞いています。名寄地区では約1.5%の上昇率であり、風連地区では約10から13%の上昇率です。子育て世帯には大きな負担増になると思いますが、いかがお考えでしょうか。

住民説明会を終えての新料金体系の提案となっていますけれども、8月上旬に行われました住民説明会の参加人数等をお聞きしたいと思います。

次に、水道事業の将来展望としての事業計画もお聞かせいただきたいと思ひます。

3つ目に、名寄農業高校の存続についてお尋ねをしたいと思ひます。先日10日、道教委は名寄光凌高校と名寄農業高校を産業型キャンパス校として平成21年度からスタートさせることを決定いたしました。今食料自給率は、カロリーベースで40%を下回りました。こうした状況にある中で、ことしから導入されている品目横断的経営安定対策は、担い手をふやすことが何より必要なこのときに農業を続けられないようにしようとしています。また、WTOや日豪FTAなどで完全自由化が実施されれば、農水省の試算でも自給率は12%になると言われています。食の安全が大きく問われているときに、安全な食料基地である北海道、米どころこの上川地域の担い手育成は世界の食料難を防ぎ、食の安全を守るために最も重要な課題と言えらると思ひます。優秀な農業者を多数輩出し、地域の連携も広がり、市民から親しまれている名寄農業高校の存続は食の安全を守り、基幹産業である農業を守る大切なかなめになると考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、道教委への対応についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今大きな項目で3つの質問をいただきました。1項目めは私のほうから、2項目めは上下水道室長から答弁させていただきます。

1点目の名寄市国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担について……

（何事か呼ぶ者あり）

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 済みません。3項目めは教育部長から答弁させていただきます。

1項目めの名寄市国民健康保険税の税率改正に伴う市民負担について、（1）の減免措置につきましては、国民健康保険税の税率改正については第1

回定例会で議決をいただき、本年度の当初賦課より新しい税率を適用した賦課を実施いたしました。その結果、基礎賦課分については当初の想定額、介護納付金につきましては予想を若干下回る結果となり、その結果により歳入について補正予算で対応いたしました。歳入の総額で2,731万円ほど基金に依存せざるを得ない事業運営となっております。また、国保税外の歳入としては国や道、市その他団体からの負担金や補助金がありますが、そのいずれも医療給付の実態に即した定率の交付であります。

このように、国保事業は医療保険として必要とする額を保険税で御負担をいただき、特別会計を設け、一般会計から独立をして運営を行っております。被保険者の中には、失業や病気、災害等、予測し得ないことにより生活の基盤を損ねる方がおられます。それらの方の税負担を軽減、救済するために減免制度が設けられております。適用につきましては、国民健康保険税施行規則にその詳細を定めており、申請に対し該当する事由、収入の減があっても預貯金の保有による担税力があるか否か、これらを中心に調査を行い、申請に対する適用の判定を行っております。

議員が御質問の軽減を受けられる世帯の上に位置する中間所得層の世帯に対して、減免要件の特別な事情の条件緩和した適用については極めて困難であると思ひます。これは、先ほどの生活保護に準じたような水準ということになりますので、そう簡単な形での適用は困難かと思ひます。この特殊な事情につきましては、施行規則に定める風水害等の資産への損害の発生や失業、病気に起因する所得減少以外の突発的な生活基盤にかかわる事項についての定めでありまして、個々人の通年の所得の額による算定規定とはしていないところであります。

次に、国保税は目的税として必要額を想定した予算組みを行っており、減免による歳入の減少は税収確保のため次年度の税率改正へつながり、さ

らに納税者の方に負担を求めることになること  
あります。さらに、適用により一般的な納税者間  
の公平負担の原則が破綻すること、これらの連鎖  
により国民健康保険事業の維持運営が困難となる  
ことが考えられます。国民健康保険は、御加入の  
市民の方々の健康を守るため応分の負担により運  
営される相互扶助制度であることを御理解いた  
だきますようお願いいたします。

市民から窓口への問い合わせ及び対応につ  
きまして、最初に市民からの窓口への問い  
合わせ及びその対応についてお答えし  
ます。納税通知書の発付した日以降の7月12日  
から31日までの期間の集計については総数  
で144件、各寄庁舎で対応した件数121  
件、風連庁舎で対応した件数23件とな  
っております。問い合わせ等で一番多  
かったのは、賦課の内容についてが96  
件です。賦課決定に関する内容が18  
件、賦課の内容で納税困難から分納  
したい旨の相談が18件、その他が  
13件となっております。賦課の内容  
についての照会のうち、文書により  
回答を求められた件については、  
照会者宅へ回答文書を持参訪問し、  
説明をさせていただきました。問い  
合わせのあった件数は、そのほと  
んどが電話によるもので、窓口  
に見えられた方には所得税制の改  
正にかかわる内容や昨年の賦課の  
状況をお示しし、説明をさせて  
いただきました。また、御相談の  
方には1納期当たりの金額につ  
いて納税が難しいと言われる方  
もあり、その場合には納税担当  
も含めた分納方法について説明  
を行っております。今後とも国  
保事業全般に対し、被保険者  
への説明責任を含め、わかり  
やすい説明と対応を行ってまい  
りたいと考えておりますので、  
御理解をお願いいたします。

今年度は税制改正もあり、可能な限り  
件数を記録してはいたしましたが、  
例年は内容のみの記載として  
おまして、件数的には70件前後  
と思われるので、ことしは相当  
件数が多かったというふう  
に認識をしております。

高齢者医療制度の対応についてお  
答え申し上げます。

御承知のように後期高齢者医療  
制度は、これまでの老人保健医  
療制度にかわり平成20年4月  
よりスタートいたします。後  
期高齢者医療制度では、北海  
道内の180保険者による北海  
道後期高齢者医療広域連合が  
組織され、保険者として活  
動を開始するものです。対象  
となる方は、75歳以上の方  
や75歳未満であっても障害  
等でこれまでの老人保健医  
療の対象者がすべて被保険  
者となります。

議員お尋ねの現在75歳以上の  
国保被保険者数及び75歳未  
満で老人保健の対象者は、8  
月末の数値ですが、3,304  
人、現在74歳の方は331  
人となっております。

本制度の市民周知につ  
きましては、既に7月広  
報で一部について掲載いた  
しましたが、制度の根幹  
となる保険料が11月の  
広域連合の議会で決定  
されることもありまして、  
12月及び3月に広報  
において今後周知を予  
定しております。さら  
に、市のホームページ  
への掲載を実施し、周  
知したいと考えており  
ます。

なお、この広報につ  
いては北海道後期高  
齢者医療広域連合と  
北海道が連携して行  
う中、市にも同様  
のスケジュールで指  
示があり、連携して  
実施しているところ  
でありますので、御  
理解を賜いますよ  
うお願いいたします。

以上、説明とさせて  
いただきました。

○議長（小野寺一知  
議員） 和田上下水道  
室長。

○上下水道室長（和  
田 博君） 私のほう  
から大きな項目の2  
点につきまして、上  
下水道料金体系の統  
一についてという御  
質問でございます。

初めに、新上下水  
道料金についてお  
答えを申し上げます。  
福祉施策を目的と  
して水道及び下水  
道料金の軽減措置  
をしている都市につ  
きましては、道内  
34市に聞き取りを  
しまして、そのうち  
上水道料金で15  
市、下水道使用料  
で19市が行って  
おり、その内容と  
しましては生活保  
護世帯、非課税の  
母子世帯、70歳  
以上の高齢世帯を  
主な対象として  
おります。各自  
治体における上  
下水道料金

の設定や経営の状況などによりその対応は異なる  
ところがありますが、旧名寄市では若年層、老人  
世帯など少量使用者に配慮した基本水量を5立方  
メートルに設定し、今回の改定案でも風連地区の  
基本水量8立方メートルを見直し、名寄地区と統  
一を図ろうとするものであります。

また、上下水道事業は利用者の公平負担の原則  
に基づき運営すべきもので、特に水道事業につき  
ましては地方公営企業法の全面適用を受け、独立  
採算制による健全経営を求められているところで  
ございます。

先ほどの住民説明会でございますけれども、住  
民説明会を市内4カ所の会場で行いまして、参加  
者としては59名が参加されました。

また、基本水量の割合でございます。風連地区  
は、8立方メートルを基本水量としまして、この  
8立方メートルのデータは今のところありません。  
10立方メートル以下でございまして、42.17  
%が風連地区の基本水量の平均でございます。こ  
れは、1,603世帯に対しまして676世帯でござ  
います。名寄地区におきましては、5立方メー  
トル以下につきまして25.26%、1万452世  
帯に対して2,640世帯となります。

また、この新上下水道料金につきましては、現  
在建設常任委員会に付託され、その中でも審議が  
されますので、御理解のほどよろしくお願いま  
す。

次に、水道事業の将来展望についてお答え申し  
上げます。名寄市の水道事業は、昭和32年に創  
設され、その後昭和54年度より第1期拡張事業  
を経て、給水区域の拡張による新たな水需要の増  
加に対応するためと老朽化した浄水場施設の更新  
を目標に平成7年度から平成20年度までを第2  
期拡張事業計画として水源施設、浄水施設などの  
事業を実施してきました。その後、合併に伴い目  
標年次を平成35年までとして、計画給水人口2  
万7,750人、計画1日最大給水量1万1,740  
立方メートルの規模となる上水道区域の拡大を図

り、その主な施設内容としましては水利権の確保、  
水道未普及地域の解消及び給水区域の統合を行う  
ための配水管新設です。また、老朽化に伴う配水  
管の更新などの事業を計画しているところでござ  
います。

今後の整備計画では、将来的に安全でおいしい  
水道水を安定して供給するために浄水施設の適正  
な管理と配水管網の拡張整備、また老朽管の更新  
などを計画しております。平成7年度から平成1  
8年度までの進捗率は、第2期拡張事業で全体事  
業計画に対し61.1%となっており、また平成1  
8年度末での上水道、簡易水道の普及率では給水  
区域内人口に対し名寄地区では93.2%、風連地  
区では92.6%となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、名寄農業  
高校の存続についてお答えをいたします。

今回の道教委の公立高校配置計画による産業型  
キャンパス高校の新設につきましては、再編がや  
むを得ないとされる名寄市内の職業高校の将来像  
として基盤の整備された施設、特に名寄農業高校  
の実習圃場や食品加工施設などを活用して、名寄  
光凌高校とあわせ既存の職業学科を統合した総合  
型職業高校の新設を道教委に強く要請してきたの  
が実ったものと考えております。

名寄農業高校は昭和16年に開校し、昭和20  
年代には下川、音威子府、中川、風連、智恵文、  
幌延に分校を設置、その後各分校が独立し、道北  
地域全体の高校教育の先導役を担いました。また、  
地域の農業ばかりでなく産業、経済、政治の中核  
を担う人材を数多く輩出する一方、オリンピック  
選手を出したスキーや距離競技、野球、テニスな  
ど優秀なスポーツ選手、指導者を生み育て地域の  
スポーツ振興にも貢献してきました。

名寄農業高校がこれまで道北地域のみならず、  
広く全道をエリアに農業後継者を養成してきたこ  
と、高大官連携による名寄市立大学等との食にか

かわる学習の実践、東小学校での生産、収穫、加工、調理を総合した生徒が先生役を担う農業体験、わくわくチャレンジ教室や生徒が主体となつてのみずならショップでの実習農畜産物の安定販売など、地域に貢献してきたことは周知の事実であります。今後ともこれまでの名寄農業高校の農業や地域への貢献度をしっかりと評価し、新設される産業キャンパス高校の中で地域と連携して農業の担い手育成の拠点としての役割を果たせるよう地域関係者とともに、道教委など関係機関への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、国民健康保険税のことにつきまして再質問をさせていただきたいと思っております。今御答弁の中で、公平な負担を要するというふうな御答弁でした。国民健康保険ということは、やっぱり住民の皆さんの健康と福祉を守るという立場からも保険料が払えなくて医療にかかれない、こういった状況を生み出しては元も子もないというふうに思っているわけです。ですから、ぜひともこの名寄市国民健康保険税条例施行規則にあるその他の特別な事情があつて減免の必要があると認める場合の減免割合云々とありますけれども、これをぜひ使っていただいて減免をしていただきたいと思うわけです。今職を失うまでいかなくても収入が前年よりずっと少なくなるという、こういう状況は今この情勢下間々あるわけです。こうした人々を救うためにもこの条項を適用して減免すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 保険税として公平な負担を被保険者のほうに求めておりますので、生活実態が苦しいことに対しましては納税相談のときの分納に対しても、それから短期証等の発行に対しても、その方の個別個別の事例につき

ましては十分対応させていただいていると思っております。

それで、預貯金の残高とか、扶養をしていただける方の調査とか、かなりその辺は規則に基づいて対応しておりますので、ただ何百万円以下の所得なので生活が苦しいというだけでは、総論的な形での減免というのは難しいと思っております。個別個別の案件でその条項に適合するときに対応させておりまして、例えば会社がなくなつてしまつて、つぶれてしまつて収入が途絶えてしまつたとか、災害があつて国保税が払えないとか、そういう個別個別の案件については窓口のほうで対応させていただこうと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 確かに会社が倒産して失業した、大きな病気をしてしまつて昨年度よりも所得が著しく減少するというのも間々あるとは思つておりますが、ただ年金者の方の中でも昨年よりはそんなに収入は減つてはいないのだけれども、負担がますますふえて、いろんな税負担がふえているわけです。年配者の方たちは、本当にまじめで誠実な方が多いわけですから、きちんと税金はまず払わなければならないという思いで、2錠飲まなければならない薬を1錠に減らして病院へ行く回数を少なくしているという、そういったことも聞いているわけです。こういった人たちのためにもぜひこの減免制度を活用していただいて救っていただきたいというふうに思っているわけです。

先ほどもお話ししましたように、国民健康保険法には社会保障と国民保健の向上に寄与するとあるわけです。しかし、国の補助金が本当に大幅に削減されていますので、地方自治体としてもやりくりが大変なのは承知しておりますが、こうした国の悪政に対して防波堤の役割をしっかりと発揮していただいて住民の皆さんの健康と福祉を守るという地方自治体本来の姿、これを堅持していただ

きたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 私は、国保税の減免制度というのは先ほど説明したとおり、突発的な事例に対する部分であるというふうに思っています。逆に言うと、所得が少ないことに対して救済するとすれば、低所得者への軽減を制度改正でふやすというのが筋でないかなと思っています。個別案件につきましては、現在でも窓口で生活困窮に伴うものにつきましては対応させていただきますので、逆に今議員のおっしゃるようなことにつきましては軽減措置の拡大ということで対応していかざるを得ないのではないかなと思っています。これらについては他市の状況も調べまして、毎年毎年10月ごろになると前年度の決算状況や本年度の賦課状況のデータも来ますので、その辺については調査研究してみたいと思っています。

名寄の今回の税率改正につきましては、きのうも言いましたが、13%の所得割というのは非常に全道ランク的にも多分高い数値だったという結果が出ると思います。それには、全体の需要額を満たすためにやむを得なかったとはいえ、資産割とのバランスがやっぱり欠けていたのかなと思ひまして、これにもそれぞれ歴史を持った税率というものがありましたので、今回のそのことを教訓にさせていただきまして、より公平な負担、それから1カ所に負担が集中しないような公正なバランスのとれた賦課についてもさらなる検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ住民の皆さんの健康と福祉を守るためにも、そういう守ってもらうための思案をぜひ強く求めまして、次に移りたいと思います。

75歳以上を対象にいたしました新しい後期高齢者医療制度なのですが、これは昨年医療

制度改革関連法の中の1つとして自民、公明の与党が強行に採決して成立した法律ですけれども、マスコミも余り報道されなかったために、ほとんどの皆さんが知らないという状況にあります。これは、先ほども御答弁の中にも少しありましたけれども、75歳以上が強制加入です。障害1級から3級の65歳以上の方たちも対象になるわけです。そして、保険料が年金から天引きされます。また、子供の扶養家族となって健康保険に入っていた方たちもこの制度に加入をして新たに保険料を負担することになってしまいます。さらに、医療内容に制限がされ、高齢者への差別医療がされようとしています。また、この医療制度の財源の4割が支援金ということで、他保険の加入者が負担をしなければならないという、こういう状況にあります。このように、高齢者ばかりでなくて現役サラリーマンや国保加入者にもさらなる負担を押しつけるものになっています。

世界にも例がない差別医療がされようとしているわけですが、保険料は先ほどお話があったように11月に行われる予定の広域連合議会で決められるわけですが、本市においてはこの広域連合議会議員がおりません。隣の士別市の田子市長が議員となっておりますので、ぜひとも高齢者の生活実態に基づいて保険料を低く抑えることや減免制度を北海道広域連合として独自に設けることだとか、また月に1万5,000円以下の年金受給者は天引きではなくて自分で納付することになっているようですが、これが1年以上の滞納だと保険証の取り上げも盛り込まれているように聞いています。こうした保険証の取り上げはしないようにするなど、市民の健康と医療を守る立場で強く要請をするべきだと思っておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 広域連合への議会議員としての参画の状況なのですが、今議員おっしゃったとおりでございます。ただ、議員の

選定につきましては人口規模の大きさであるとか、高齢化率の高い市町村を選んでできるだけ民意を反映するという基本原則に立っておりますので、たまたま名寄市からは推薦される該当者がいなかったというふうに理解をしております。ただし、町村議会議員には立候補する方がありまして、選挙になって決定された場所もあると聞いております。

保険料の額につきましては、医療費が増嵩するとともに全体予算が拡大をしていくのが医療費の常識でありまして、高騰に至らないように国も地方も含めて医療費を抑制するために特定健診等も含めて一生懸命取り組んでいるのですが、追いつかないというのが実態かと思っております。今後は北海道市長会を通じ、国や道への要請行動を行うなど対応してまいりたいと考えておりますので、この辺よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひそのように進めていただきたいと思っております。

次に、上下水道料金体系の統一について再質問をさせていただきます。先ほど答弁の中で、他市町村の減免とか軽減制度がされている報告が、34市で実施されているという御答弁をいただきました。高齢でひとり暮らしをされている方である方にお聞きしましたら、本当に節水に努めて毎月3トンぐらいに抑えているというふうなことも聞いています。

近隣でいいますと、士別市を初め旭川などでは老人単身者世帯や母子家庭などへの減免、軽減措置を行っているわけです。例えば士別市では、ホームページにも詳しく掲載されていまして、いずれも所得制限があるわけですが、重度心身障害者のいる世帯、20歳未満の子または学生を扶養している母子世帯、満65歳以上の寝たきり老人等介護手当を受けている世帯、70歳以上の方がいる老人世帯、低所得者世帯など、このようにして独自の施策を行っているわけです。本市に

おいてもこうした施策が必要と思っておりますが、いかがでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） ただいま福祉についてのそれぞれ士別市に対しまして7項目ほどのそういう軽減措置をとられているというお話がありました。名寄の今回の料金の統一に対しましても、恐らく建設常任委員会の中でもこれは審議されると思っております。そういった中で、先ほど15市が上下水道に対しての軽減措置をとっていますよと、そのうちの11市につきましては軽減措置をとった残り分、その分については一般会計のほうから繰り入れをされていると。そういったことで、先ほどお話しさせていただいたように地方公営企業法に基づいて、あくまでも上水のほうにはお金が全額入ってくるような形がとられるといたしますか、そういうことでの御理解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） さきにも申し上げましたように、やっぱり本来のこの目的である公共の福祉を増進するというような立場で運営をされなければならないと思うわけです。5億円の留保金ある中での引き上げには納得ができません。この5億円を使って市民の皆さんが本当に納得できる料金にするべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、住民説明会には残念ながら私は参加することができなかったのですが、資料だけ見せていただきました。これでは、住民の皆さんが知りたいと思っている統一される料金がどのように変わっていくのかが見えないのではないかと思います。いかがでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 川村議員、この案件は既に建設常任委員会に付託されておりますので、



具体的な質問については建設常任委員会のほうで議員も委員になっておりますので、やっていただければありがたいというように思うのですが、概略……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 建設常任委員会の委員ではないのだ。ごめんなさい。委員外委員で出ることになっているのね。そうしたら、そこで具体的に聞いていただければよろしいかというように思いますので。

今副市長。

○副市長(今 尚文君) 今回の上下水道の統一につきましては、提案のときにも議論がありましたけれども、とにかく公営企業の立場からいくというよりもむしろ合併後の一体感を出すということで統一をさせていただくという考え方でございます。旧名寄市、旧風連町とも合併がありましたから、3年ないし4年のサイクルで料金の見直しをしておりましたけれども、それについては合併後のことということに先送りをさせていただきました。しかし、今回は料金の見直しというよりもむしろ料金を統一をするというほうに力点を置いた案で提案をさせていただいておりますので、その辺については住民説明会の中でも料金の統一という意味はこういう意味ですと、こういうことでお話をさせていただきました。確かに数字を出していませんから、関心事のところにはなかなか届きませんでしたけれども、どうして料金を統一しなければならないのかという点で説明をさせていただき、具体的な料金等につきましては議会で御議論いただくと、こういうふうな立場をとっておりますから、あのような説明会になったということで御理解をいただきたいと思っています。

また、お話がありました福祉減免等についてですけれども、これは今回の料金の中で、ほとんどの市が8トンが、8立方というふうに表現していますけれども、基本料金でありますけれども、これを5トン、5立米の基本料金にしたと。これは、

障害者や高齢者だけでなく、若年層も含めた配慮という設定をさせていただいたということでございますので、この辺も新しい料金に対しての中にはそれを包括して考えているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長(小野寺一知議員) 川村議員。

○4番(川村幸栄議員) わかりました。今住民説明会のところのお話を聞かせていただいたのですけれども、本当に参加人数もごくわずかだったとお聞きしました。ですから、多くの皆さんにお知らせをして、やっぱり市民合意の上での料金統一が強く求められていると思うのです。それで、聞きますと地域振興課では地域自治組織の問題で町内会などに積極的に働きかけて説明会をされているというふうに聞いております。ですから、こういったように積極的に市民の皆さんのところに出向いてお知らせをして、そして市民合意を得るという、こういった作業をぜひしていただいて市民合意の上での料金統一を強く求めて、次に移りたいと思えます。

名寄農業高校の存続についてですけれども、先ほど御答弁いただいた中にもありましたようにこの名寄農業高校は本当に他校にまさる施設、畜産施設であったり、農地であったり、加工施設など、本当にそういった施設を有する名寄農業高校ですが、この名寄農業高校が今後どのような学校になっていくのか。カリキュラムについてもどう変わるのかなど、産業キャンパス化という耳なれない学校の形態について生徒や父母、そして教員や卒業生の皆さんの中からも不安の声が出されています。

おといねっぶ美術工芸高校のように、前回の質問の中でも出させていただきましたが、このおといねっぶ美術工芸高校のように少人数学校でも特色ある教育内容で、地域に愛され、全国的にも知られる高校となっているわけです。この名寄農業高校も今持っている特色を大いに発揮をして、道内ばかりでなく全国から生徒の募集をするなどし

て農業高校として発展させていくことが必要ではないかというふうに考えていますが、改めて島市長の御見解をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま御質問がございましたが、名寄農業高校は昭和16年に開校して以来、農業と林業でスタートいたしました。昭和30年代には酪農が加わって、そして農業、林業、酪農と、この3本柱で、その当時は本当に農業の後継者ばかりではなくて、公務員なども多数輩出した、そんな時代がございました。40年代には4間口という大きな高校としてその足跡を残してきたところであります。ただ、平成8年に生活科学科が募集停止になり、そして平成13年には農業生活科を生産科学科と学科転換しながらも酪農学科がそれ以来ずっと生徒数が減少してきたと。定員40名のところ、ある年によっては1けたの入学数という、そういう事態に陥ったところでございます。このことに私たち大変な危機感を抱いたのでございます。

農業教育そのものは、今川村議員のお話のとおり大変大切な北海道としての営みであると。こういうことから、この農業の教育を消してはならないと、こういう大きな視点に立ちまして平成15年、16年と名寄市民、有識者の皆様方の高校将来像検討協議会を立ち上げていろいろ御議論をいただいた結果、この農業教育の火を消さないためにはやはりベストな私たちの考えとしてキャンパス型の高校として存続させていくことがいいのではないかと、こういう答申をいただき、それ以降は道教委と再三にわたり今の道教委の決定のような形になるべく進めてきたところであります。

将来像ということでございますが、これからの農業教育を担う、そういう高校教育という視点が1つございます。しかし、入学者をどこまで確保できるかという、こういう大きな問題を抱えております。それと、あわせまして今はやはり農業教

育そのものが高校生ばかりではなくて一般市民といえますか、こういう民間にも多く広がってきている、そういう人たちにも教育できる場としてこの名寄農業高校のキャンパスを活用できないのかと、こういう考えを持ったところであります。そういう中では、高校教育とあわせてそういう民間人育成に係るそういう施設、設備に対する営みもぜひこれからのキャンパス型高校の営みの1つとして付加させていきたいと。そういう中で、高校生と民間で農業を志す、そういう人たちが一堂に農業を学んでいく、特に北海道の道北の農業を学んでいくと、こういうことを期待しているところであります。

幸い施設にも名寄農業高校は大変恵まれております。それから、察もでございます。こういう形では、本当に全国からそういう子供たち、あるいは大人たちといいたまいますか、民間の方も来ていただいて農業を学ぶことができると、そういう大きな夢を持って第一歩を踏み出したと、こういうことでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。先ほどお話ししましたように、食の安全が本当に今問われている時期です。やっぱり食を守るとい立場からしても名寄農業高校を存続させて発展させていくためにも、市民としても私も大いにこの農業高校の宣伝をしていきたいというふうに思いますし、また当市の教育委員会のほうでも道教委の動向を見きわめながら、ぜひ地域の声も強く発信をしていっていただきたい、このことを積極的に発信していただきたいことをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

---

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昨年度一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき人事院規則が改正され、国家公務員の休息時間が廃止されたことから、本市の職員も同様の措置を講ずるべく、名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 議案第2

0号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

戸籍電算化システム整備について、本年9月6日に指名競争入札を執行した結果、株式会社北海道電子計算センターが1億4,000万円で落札いたしました。本件はこれに消費税及び地方消費税700万円を加え、1億4,700万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては生活福祉部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 戸籍電算化システム整備の契約内容及び事業概要を説明申し上げます。

初めに、入札指名業者の選考基準について申し上げます。指名基準には、法務省が指名する戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準を満たし、かつ同業務の道内での受託実績のある業者とし、名寄市物品委託等参加資格登録業者の中から指名基準を満たす業者より選択し、1、株式会社北海道電子計算センター、2、日本電気株式会社旭川支店、3、株式会社日立製作所北海道支社の3社に対する指名について8月21日開催の指名業者選考委員会で決定し、同月24日に業者へ指名と事業全般の仕様について通知を行いました。9月4日に株式会社日立製作所北海道支社及び日本電気株式会社旭川支店より入札辞退の届け出を受理し、9月6日に入札を行った結果、株式会社北海道電子計算センターが1億4,7

00万円で落札し、予定価格にかかわる落札率は95.23%となりました。

なお、主な内訳につきましては、戸籍データ作成整備費として消費税込み1億139万6,400円、システム運用機器一式として消費税込み4,560万3,600円でございます。

今回の戸籍電算化システムの整備につきましては、平成21年度6月の稼働をめぐりに市が管理する戸籍簿約1万5,000戸籍及び除籍簿、法改正に伴い改製された戸籍簿のもととなる改製原戸籍約3万5,000戸籍の電子データ化を行い、すべて光磁気ディスクに収納するデータ作成業務と作成されたデータの活用を行うハード機器、ソフトウェアの整備を実施するものであります。戸籍データを収納するサーバー機器を名寄庁舎に設置し、名寄庁舎市民課窓口及び風連庁舎市民窓口に端末プリンターをそれぞれ設置し、戸籍事務を執行できる体制を確立するものであります。なお、智恵文支所につきましては従前からの高精度ファクシミリによる対応といたします。

本システムの導入により、専門知識を必要とする戸籍事務について新規作成や追加部分の作業時間が短縮されることや窓口での申請から発行までの待ち時間短縮が図られること、さらに保管している改製原戸籍の経年による損耗に対し、内容を移記し、戸籍を再製する業務がなくなる点の利点があるものです。また、従前より稼働をしている住民記録システムと本システムの連携が図られ、市民サービスの向上が期待されるものであります。

以上、名寄市戸籍電算化システム整備事業の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 入札についてちょっとお聞きしたいのですが、当初3社があって、直前で2社が辞退をしたというお話で、落札率が9

5.23%という御説明をいただいたのですが、直前で2社が辞退をしたという明確な理由があればお知らせをください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま説明申し上げたとおり、3社でということの手続を進めておりました。8月31日に説明会を開催いたしました。この際は、3社そろって出席いただきまして、特に申し出等もございませんでした。9月4日にそれぞれ辞退の申し出がありまして、1社につきましては原本複写作業についてはスキャナー方式を採用しており、市の仕様であるマイクロフィルム方式には対応していないと。もう一つは、通信回線による情報提供システムがないために当社としては対応できないと、こういう辞退の申し出であります。もう一社につきましては、当社が受注した場合はデータセットアップ及びシステム構築について全業務を再委託することになると。もう一つは、仕様要求である現地支援要員資格について戸籍電算化における支援業務の経験を有していること、また道内で最低3自治体での業務経験を有した者という条件を満たしていないので、辞退をいたしたいと、こういうことございました。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれお聞きをしたら、納得ができる、せざるを得ない辞退の理由なのですが、それにしてもなかなかすっきりしない。結局1社のみ入札ということなのですが、どうなのでしょう。これは、やはり1社でも残ったところで入札をせざるを得ないのか、あるいはまた再度仕切り直しという事態は想定できないものかどうか。それから、この95.23%という数字が適切なものかどうか、根拠があれば御説明を願います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 3社指名をいたしまして、2社から辞退があつて、1社でも指名競争

入札ということですから、極めて変則的な入札の執行になりましたけれども、ただ応札者がなければ随意契約という切りかえになりますけれども、1者であっても応札者があったということで入札のシステムに基づきまして執行したということでございます。

それから、落札率につきましては、当然予定価格を設定しておりまして、正式な札を入れていただいて、結果としてこうした落札率になったということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今回指名を受けた北海道電子計算センターのほか、今回辞退した2社についても北海道のみならず、日本有数のそれぞれが実績なりノウハウを持ったメーカーであるというふうに思われるわけですが、そこでであってもやはり我が市のシステムに対応することができない。唯一我が市のシステムが特殊、マイクロフィルムという方式が特殊なのか、あるいは辞退したメーカーの記録方式が通例的なのか、その辺のところはどうなのでしょう。非常にやっぱり正直すっきりしないのです。本当に今御説明を最初に受けた時点で、それぞれ方式が違うからということなのですが、これはそれぞれ専門メーカーですから、応札してくるということはある程度事前調査も当然、ただやみくもに手を挙げて、おれも私もということではないというふうに思われるのです。事前にこの1億円以上の競争入札に参加するということは、やはりとる気になってかかれば事前の我が市がどういう方式をとっているか、あるいは金額も含めてどこまで値踏みできるものかということとは当然専門メーカーなのですから、もち屋が電子システムに乗り込もうかというのとは違いますから、非常にその辺がすっきりしないのです。最後の質問になりますので、それぞれの市民がこれはそうだなと納得のできる説明を改めて求めます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 戸籍データ作成に当たりましては、マイクロフィルム撮影方式をとるか、もしくはイメージスキャナー読み取り方式をとるか、2つの方式がございます。それぞれ本市では業務の規模であるとか、あるいは予算的なものも含めまして選択をしたわけですが、さらにこの3社それぞれこの種の実績は十分持っておりますので、私ども両方の対応ができる企業であるというふうな当初認識をしておりました。当然8月31日の入札説明会のときは、仕様を詳しく説明をさせていただいて、特に疑問もございませんで、質問もなかったということで、当然両方のシステムに十分対応し得る企業ということで入札の作業を進めておりました。それが入札直前になってのこうした辞退届ということでございますので、特に私どもでどういふふうなことということではございませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 意見書案

第1号 自治体財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 原油価格の高騰に関する対策を求める意見書、意見書案第3号 医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書、意見書案第4号 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書、意見書案第5号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書、意見書案第6号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書、意見書案第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書、意見書案第8号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。市民の負託にこたえ、抜本

的な改革事項、課題など財政改革を含めた調査研究を進め、市民と情報を共有しつつ、さらなる議会改革、活性化を目指すことを目的に、13名の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤靖議員、川村幸栄議員、岩木正文議員、佐藤勝議員、日根野正敏議員、高見勉議員、渡辺正尚議員、高橋伸典議員、山口祐司議員、田中好望議員、黒井徹議員、谷内司議員、東千春議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

---

再開 午後 3時30分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には高見勉議員、副委員長には田中好望議員、以上であります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

---

再開 午後 3時32分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

署名議員 渡辺正尚

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

---

○議長(小野寺一知議員) 日程第9 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長(小野寺一知議員) 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

閉会 午後 3時33分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 日根野 正 敏